

# 京都府公報

号外 第31号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入戸ノ内町  
発行所 京都府  
総務調整課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目次

### 監査委員

○包括外部監査結果の公表

ページ  
1

### 監査委員

#### 14年監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により包括外部監査人中野淑夫から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成14年4月19日

京都府監査委員 田中英世  
同 松尾忠昌  
同 廣瀬伸彦  
同 成房智治

#### 平成13年度包括外部監査結果報告書

平成14年3月27日

京都府包括外部監査人  
中野淑夫

#### 総目次

#### 第1部 包括外部監査の概要

- I. 監査対象
- II. 監査の実施状況
- III. 利害関係

#### 第2部 監査対象別監査結果

- 第1 京都府営向日町競輪事業
  - I. 選定理由
  - II. 監査の要点
  - III. 実施した監査手続の概要
  - IV. 競輪事業の仕組み
  - V. 向日町競輪の概要
  - VI. 現状分析
  - VII. 改善への取組み
  - VIII. 監査の結果

## IX. 監査の意見

## 第2 京都府商工部所管の中小企業制度融資

- I. 選定理由
- II. 監査の要点
- III. 実施した監査手続の概要
- IV. 制度融資の概要
- V. 現状分析
- VI. 制度融資の充実、強化への取組み
- VII. 監査の結果
- VIII. 監査の意見

## 第3 京都府畜産研究所

## 京都府碇高原総合牧場

## 第3の1 京都府畜産研究所

- I. 選定理由
- II. 監査の要点
- III. 実施した監査手続の概要
- IV. 畜産研究所の概要
- V. 現状分析
- VI. 改善への取組み
- VII. 監査の結果
- VIII. 監査の意見

## 第3の2 京都府碇高原総合牧場

- I. 選定理由
- II. 監査の要点
- III. 実施した監査手続の概要
- IV. 碇牧場の概要
- V. 現状分析
- VI. 改善への取組み
- VII. 監査の結果
- VIII. 監査の意見

## 第1部 包括外部監査の概要

## I. 監査対象

- 1. 京都府営向日町競輪事業
- 2. 京都府商工部所管の中小企業制度融資
- 3. 京都府における試験研究機関のうち
  - (1) 京都府畜産研究所
  - (2) 京都府碇高原総合牧場

## II. 監査の実施状況

## 1. 監査の実施期間

平成13年8月1日より平成14年3月20日まで

## 2. 監査補助者

公認会計士4名 税理士1名 大学教授（公認会計士）1名

## III. 利害関係

京都府と包括外部監査人（含監査補助者）との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2部 監査対象別監査結果

## 第1 京都府営向日町競輪事業

## 目 次

I. 選定理由	4
II. 監査の要点	4
III. 実施した監査手続の概要	4
IV. 競輪事業の仕組み	4
1. 競輪事業の目的	4
2. 競輪事業運営の組織形態及び各種機関等	5
V. 向日町競輪の概要	9
1. 事業目的	9
2. 事業内容	9
3. 施設の概要	9
4. 運営組織形態	11
VI. 現状分析	15
1. 向日町競輪の収支等の状況	15
2. 5期間の損益分岐点分析	29
3. 他の競輪場との比較	32
4. 向日町競輪の府への貢献状況	36
VII. 改善への取組み	41
1. 人件費の削減	41
2. 他競輪場の場外車券の販売	41
3. 電話投票、他競輪場での場外車券の販売	42
4. 施設の改善	42
5. P R活動の実施等	42
VIII. 監査の結果	43
1. 収支計算の合規性について	43
2. 収入面について	43
3. 支出面について	44
4. 設備投資面について	44
5. サービス面について	45
6. 制度面について	45
IX. 監査の意見	46
1. 収入面について	46
2. 支出面について	46
3. 設備投資面について	47
4. サービス面について	48
5. 制度面について	48
6. 事業継続性について	50

## I. 選定理由

京都府営向日町競輪事業（以下、向日町競輪という。）は永年にわたり、全国の福祉、教育、産業の支援のみならず、京都府の財政の一助を担ってきたが、平成10年度から単年度収支の赤字を計上するに至り、今後そのあり方が問われている。競輪事業の転換期の今、府民の立場から、問題点と課題を明らかにすることは意義あるものと考える。

## II. 監査の要点

1. 競輪事業に係る会計処理及び事務処理が、関連諸法令等に準拠して適正に行われているかどうか。
2. 競輪事業の収支分析からみた問題点
3. 競輪事業の課題

## III. 実施した監査手続の概要

平成12年度の競輪事業収支計算書と関連帳票及び証憑書類（各種競輪関係データを含む。）を照合し、関係者に質問を実施し、一連の処理が所定の法令等に従い適正に処理されているか確認した。また、現地視察を行い、関係者からの事情聴取を実施した。

なお、上記の監査手続は、特定取引等の抽出に基づく試査によった。

更に、各種データを分析的手続により検討し、問題点と課題の把握を行った。

## IV. 競輪事業の仕組み

### 1. 競輪事業の目的

昭和23年に自転車競技法が成立し、小倉競輪場で初めて車券販売を伴う自転車競技がスタートした。近畿では大阪住之江競輪場をはじめとし、昭和25年に向日町競輪が開催された。昭和37年に自転車競技法の改正が行われ、競輪事業の事業収益金は下記の目的に充てることとされた（自転車競技法第1条第1項）。

- ①自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化。
- ②体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興。
- ③地方財政の健全化を図る。

参考として、全国の競輪の事業収益金が上記の目的達成のためにどのように使われているかを概観する（昭和23年度以降の年度別データは別表1-A「全国競輪年度別施行者収益金の使途状況」を参照）。

昭和23年度から平成11年度までに、全国の競輪から上記①及び②の目的のために日本自転車振興会に交付された金額は、〔表1-1〕のとおりである。

〔表1-1〕 全国競輪の自転車振興会への交付金の状況 (単位：百万円)

	平成11年度	昭和23年度～ 平成11年度合計
第1号交付金（自転車振興費等）	23,041	706,571
第2号交付金（社会福祉費等）	23,259	699,545

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

昭和23年度から平成11年度までの合計では、いずれも約7,000億円となっている。

また、上記③の目的のために、全国の競輪において各地方自治体の会計に一般会計繰出金として繰出された収益金の使途は、〔表1-2〕のとおりである。

〔表1-2〕

全国競輪場施行者収益金の使途状況

(単位：百万円)

	平成11年度		昭和23年度～平成11年度合計	
施行者収益金	21,957	100.0%	2,840,988	100.0%
使途状況				
住宅関係費	170	0.8	119,782	4.2
学校関係費	5,008	22.8	872,431	30.7
土木費及び都市整備事業費	8,153	37.1	950,336	33.5
公共施設費及び社会福祉施設費	3,557	16.2	410,958	14.5
中小企業及び農商工振興費	1,717	7.8	99,823	3.5
失業対策費	2	0.0	33,287	1.2
その他	3,349	15.2	354,372	12.5

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

昭和23年度から平成11年度の合計では、「土木費及び都市整備事業費」、「学校関係費」、「公共施設費及び社会福祉施設費」が使途の78.6%を占めている。

## 2. 競輪事業運営の組織形態及び各種機関等

競輪事業運営の組織形態は、4頁の〔表1-3〕のとおりである。各種機関等のそれぞれの役割を概観する。

### (1) 競輪施行者（全国競輪施行者協議会）

競輪施行者は、都道府県及び総務大臣が指定した市町村で競輪を開催する主体者である。現在は、8つの府県と各指定市町村の地方自治体で68の競輪施行者がある。なお、これら施行者の全国組織として全国競輪施行者協議会がある。また、競輪施設の所有の有無及び施行形態に応じて所有施行者、管理施行者、借上施行者がある。競輪施行者は開催日程の調整、入場料の額の決定及び徴収、車券の発売及び勝者投票的中車券の払戻、負担金・交付金の交付等を行う。

### (2) 日本自転車振興会

競輪の公正、円滑な実施を図るため、昭和32年10月に特殊法人として設立され、法律に定められた次のような業務（自転車競技法第12条の16）を行っている。また、全国の競輪施行者から交付金として受入れた資金は、自転車その他の機械に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする（自転車競技法第12条）。役員は会長1人、副会長1人、理事8人以内及び監事2人以内を置き、会長、副会長及び監事は経済産業大臣が任命する。また、運営委員20人以内を組織し会長の任命により構成される。

- ・審判員の資格検定、登録、養成、訓練
- ・選手の資格検定、登録、養成、訓練
- ・競走用自転車の登録

- ・選手の出場斡旋
- ・競走実施についての自転車競技会の指導
- ・競輪収益による自転車等機械工業振興事業に対する補助
- ・競輪収益による体育事業その他の公益の増進を目的とする事業に対する補助

(3) 自転車競技会（自転車競技会全国協議会）

全国7地域（北日本、関東、南関東、中部、近畿、中四国、九州）にそれぞれ1つの自転車競技会が特殊法人として設立されており、施行者の委託を受けて、競輪の審判、検車、選手の管理、競走番組の編成など競輪開催時の実施業務を行っている（自転車競技法第13条、第13条の9）。役員は、会長1人、副会長1人、理事10人以内及び監事2人以内を置き、会長、副会長及び監事は経済産業大臣が任命する。

(4) 選手（日本競輪選手会・全国競輪選手共済会）

選手は、日本自転車振興会に登録されているが、その身分は自由営業者と解釈され、施行者との契約によって競輪に参加し報酬を得ている。平成13年4月1日現在S級430名、A級2,383名、B級1,382名、合計4,195名登録されている。

(5) 競輪場

競輪場は、自転車競技法・同法施行規則に定める競走場の基準に従って設置され、経済産業大臣の許可を受けた施設で、平成13年10月現在、全国に50カ所が認められている（5頁の〔表1-4〕を参照）。

(6) 経済産業省

経済産業省は競輪に関するあらゆる面の指導監督権を有する主務官庁であり、次のような委員会が設置されている。

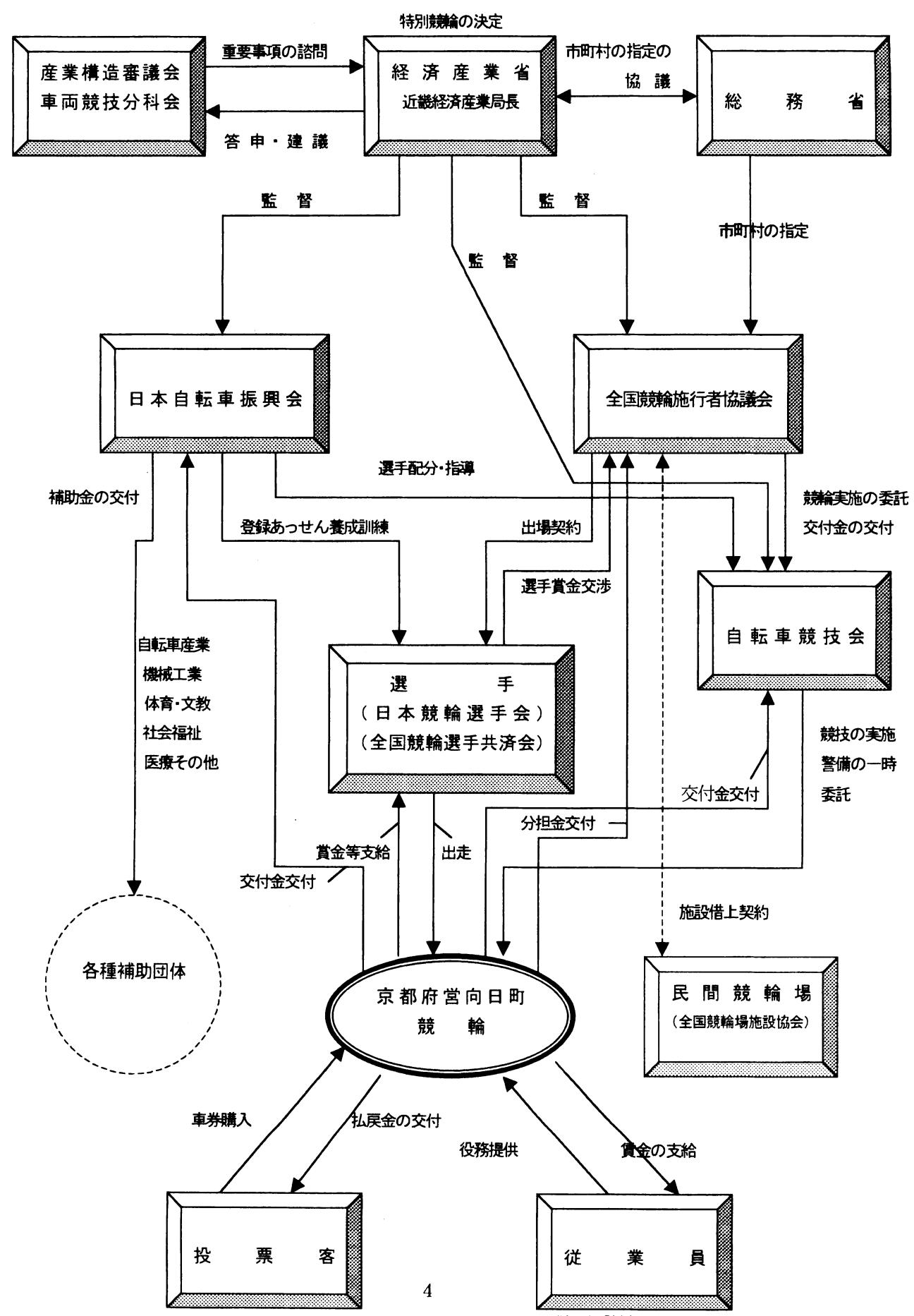
- ・中央選手制度改善委員会
- ・競輪公正安全中央委員会
- ・特別競輪等運営委員会 他

(7) 産業構造審議会車両競技分科会

車両競技分科会は競輪・オートレースによる交付金の運用並びに競輪に関する重要事項を調査審議することを任務とし、経済産業省設置法によって設置された機関である。構成メンバーは経済産業大臣の任命による関係行政機関の職員及び学識経験者からなる。

[表1-3]

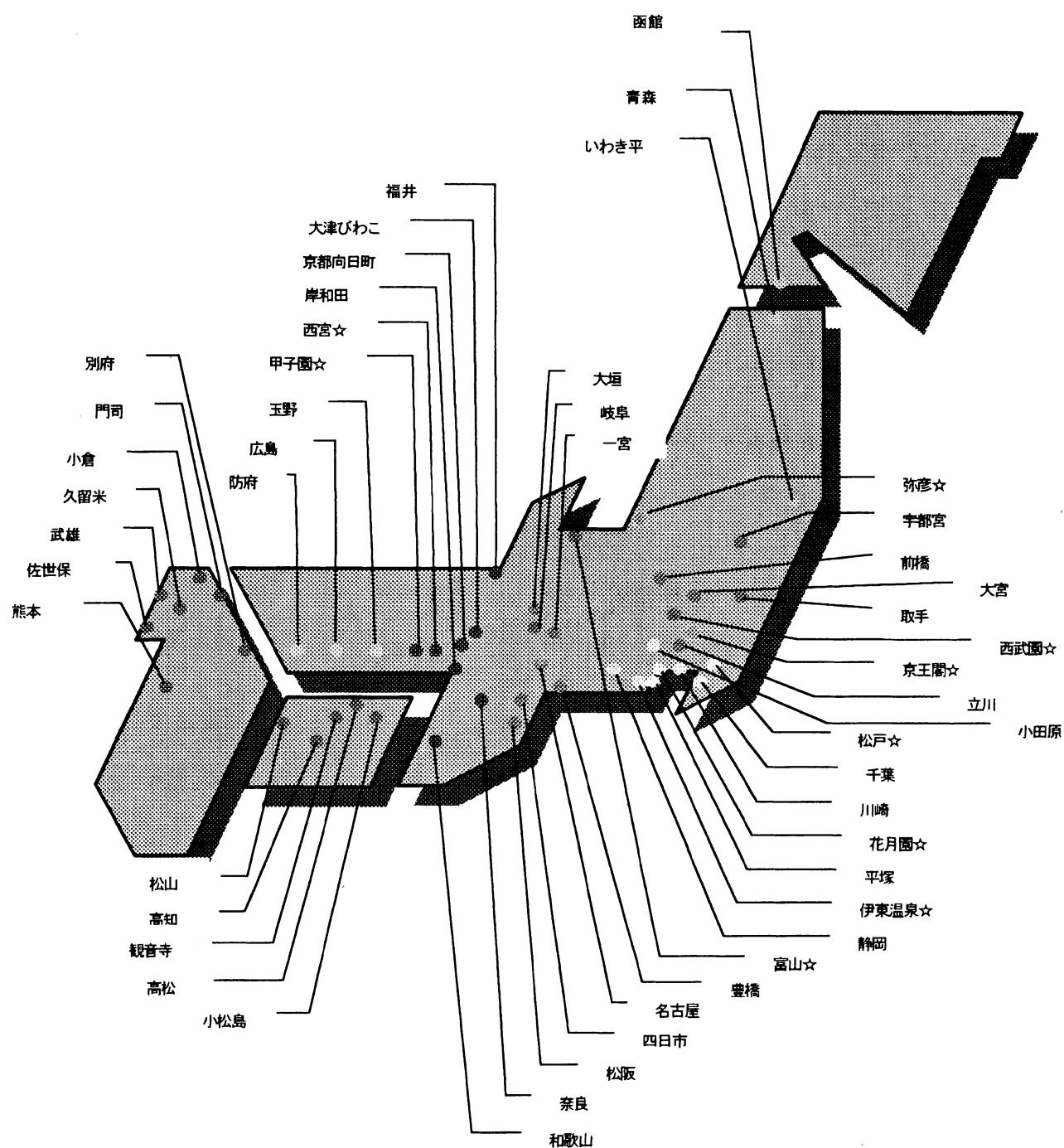
## 競輪事業運営の組織形態



〔表1-4〕

## 全国競輪場分布図

☆は民間所有 (H13.10現在)



(資料:「競輪収益の基礎」日本自転車振興会発行)

## V. 向日町競輪の概要

### 1. 事業目的

自転車競技法の趣旨に従い、向日町競輪は昭和25年に設立された。競輪事業収益は宝くじ収益とともに京都府収益事業特別会計に計上され、その収益の一部は京都府一般会計に繰出され、その繰出金は医療、福祉などの事業を通じて住民福祉の向上のために支出し、京都府（以下、府という。）財政に貢献することを事業目的としている。

### 2. 事業内容

施行者である府（自転車競技事務所）は、競輪事業を円滑に実施するため、向日町競輪場施設を利用して一般投票客に車券を発売し、的中車券に対して払戻を行う。競輪選手に対しては、日本自転車振興会を通じて出走を依頼し、勝敗に応じた賞金、競輪選手年金、労災等の負担金を共済会に支給する。自転車競技事務所職員に給与、手当を支払い、府が採用する臨時雇用従業員（以下、臨時従事員という。）には賃金、一時金及び離職賃別金を支払う。また、自転車競技会に競技実施及び警備の交付金を、競輪施行者協議会には各種の分担金等を納付する。自転車産業、機械工業、体育・文教・社会福祉・医療その他の団体に補助金を支給する日本自転車振興会に車券売上の一定割合を納付する。また、府財政に寄与するため一般会計繰出金として収益金の一部を繰出す。

### 3. 施設の概要

向日町競輪の施設の概要は、下記のとおりである。

#### (1) 競技施設の概要

- ・所有者 京都府
- ・所在地 京都府向日市寺戸町西ノ段5番地
- ・設置年月日 昭和25年11月15日
- ・敷地面積 57,078.68平方メートル ・収容人員 約20,000人
- ・走 路 周長：400メートル 傾斜角：最大30°29'07"  
緩和曲線：マッコーネル  
路面：アスファルト、ウォークトップ塗装
- ・主要施設 主要施設は、〔表1-5〕のとおりである。

〔表1-5〕

主 要 施 設

施設名	延べ床面積	窓数・室数等	備考
・投票所	10,758.74m <sup>2</sup>	288窓	8箇所
・ガイダンスコーナー	125.00	1室	鉄骨平屋建
・選手管理センター	2,538.44	23室	鉄筋3階建
・選手宿舎	2,566.00	28室	鉄筋3階建
・向日町会館	491.35	1F 第2警備分室 5室 2F 会議室 3室	鉄筋2階建
・庶務棟	330.00	7室	鉄筋平屋建
・売店	972.00	20店	鉄骨平屋建
・出札所	309.00	15窓	2箇所
・管理事務所	100.00	4室	鉄筋平屋建

・駐車場	31,150.00	収容台数1,592台	5箇所
・休憩所	2箇所		
・スポーツ施設	陸上競技施設 (100m直線コース) (200mトラックコース) (三段跳び兼走り幅跳び)	球技施設 (テニス・バレーコート) (野球・サッカー・卓球)	
・児童遊園地	2箇所 (すべり台・ジャングル・ブランコ・鉄棒・砂場・ベンチ)		

(資料：「向日町競輪事業概要(平成13年4月)」京都府自転車競技事務所)

## (2) 窓口状況

窓口状況は、〔表1-6〕のとおりである。

〔表1-6〕 窓口数 (平成13年4月1日現在、単位：窓)

投票所	窓口	発売	払戻	両替機	合計
中央投票所		51	11	3	65
第1投票所		34	9	3	46
前売投票所		15	—	—	15
第2投票所 (連勝)		51	—	2	53
第2投票所 (単複)		2	—	—	2
第3投票所 (1階)		34	8	2	44
第3投票所 (2階)		18	3	2	23
特席投票所		16	4	2	22
第5投票所		15	3	—	18
合 計		236	38	14	288

(資料：「向日町競輪事業概要(平成13年4月)」京都府自転車競技事務所)

## (3) 機器設置状況

機器設置状況は、〔表1-7〕のとおりである。

〔表1-7〕 発売・払戻機設置 (平成13年4月1日現在、単位：台)

投票所	発 売				払 戻	
	デスク 管理装置	発券機	窓口 表示機	減算機	大口手入 力払戻機	自動 払戻機
中央投票所	1	51	51	2	2	9
第1投票所	1	34	34	2	1	8
前売投票所	1	15	15	1	—	—
第2投票所 (連勝)	1	51	51	2	—	—
第2投票所 (単複)	—	2	2	—	—	—
第3投票所 (1階)	1	34	34	1	2	6
第3投票所 (2階)	1	18	18	1	1	2
特席投票所	1	16	16	1	1	3
第5投票所	1	15	15	1	3	—
予 備	—	—	—	—	—	—
合 計	8	236	236	11	10	28

(資料：「向日町競輪事業概要(平成13年4月)」京都府自転車競技事務所)

## (4) その他物品の状況

その他の物品の状況は、〔表1-8〕のとおりである。

[表1-8] その他の物品 (平成13年3月31日現在、単位：千円)

品目	点数	金額
備品	2,691点	131,776
借用物品	13点	1,375,947
小型乗用自動車	1点	2,237
入場券自動発売機	14点	14,000
自動両替機	2点	4,000
自動湯茶接待機	1点	5,985
表示板	1点	2,163
放送装置	1点	1,100

(資料：物品出納計算書)

#### 4. 運営組織形態

##### (1) 組織の状況

自転車競技事務所の職員（18人）を中心に、臨時従事員が実務運営を実施している。職員の主な職務は、臨時従事員に円滑に業務を実行させ、臨時従事員の労務管理と庶務的事項を含む競輪事業の運営全般をとりしきる。一方、臨時従事員は競輪運営にあたり車券の発売・払戻・両替・現金の管理のほか清掃、荷物預かり、湯茶サービス等を任務とする。組織図は、9頁の〔表1-9〕のとおりである。

開催執務委員長は京都府知事公室長が、開催執務副委員長は自転車競技事務所所長、次長が、投票委員その他の開催執務委員は、自転車競技事務所職員がその任に当たる。

競技委員長及び自衛警備隊長は、近畿自転車競技会から派遣される職員による。

競技委員長の下での番組編成委員、検車委員、選手管理委員、審判委員も近畿自転車競技会より派遣される専門職員によって構成されている。

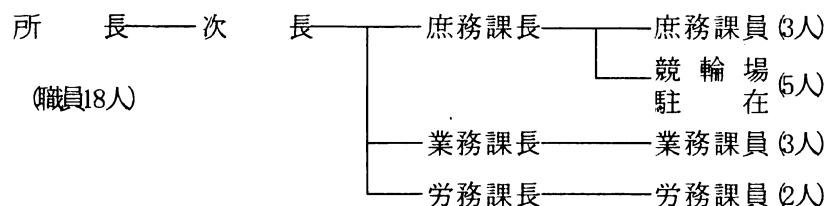
臨時従事員は、組織図の「競輪開催執務体制」に人数の記載のある職種に従事している。

[表1-9]

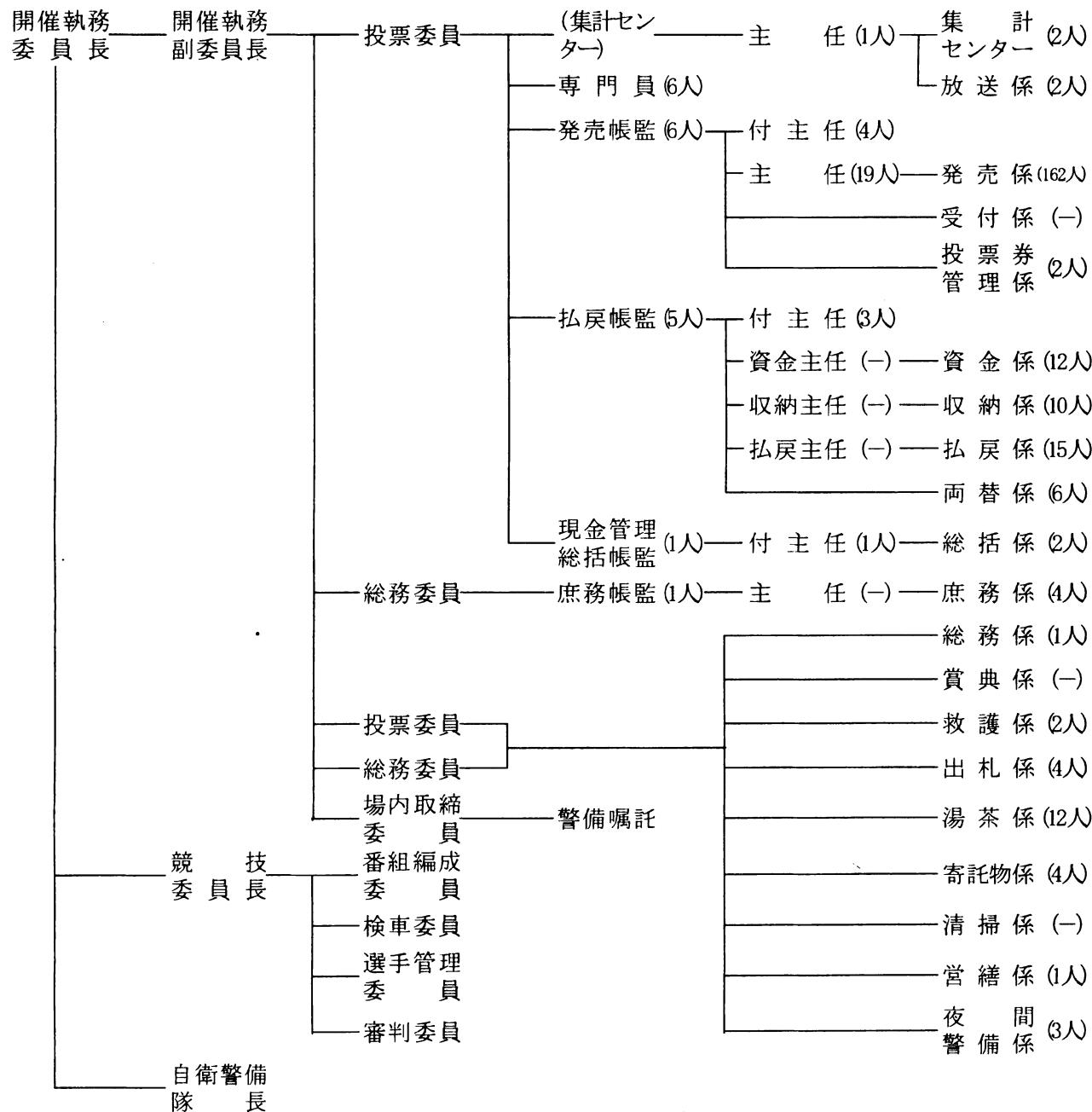
組 織

(平成13年10月1日現在)

【自転車競技事務所】



【競輪開催執務体制】



(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)



職種別でみると、昭和56年度に対し平成13年度の車券発売従事者は34.8%、払戻従事者は20.3%、本部は36.6%の人数となっている。払戻は、平成元年の払戻機導入により人員の削減が最も多くなっている。

[表1-11] 臨時従事員数の推移 (平成13年4月1日現在) (単位:人)

所属 年度	発売	払戻			本部			合計	備考
		現金管理	払戻	計	女	男	計		
昭和56	601	131	139	270	86	26	112	983	本部男子に嘱託5名含む
57	541	126	134	260	94	25	119	920	本部男子に嘱託5名含む
58	544	108	131	239	86	25	111	894	嘱託を専門員に職名変更
59	529	104	130	234	88	27	115	878	
60	508	101	129	230	93	25	118	856	
61	500	99	128	227	88	25	113	840	
62	486	96	128	224	96	23	119	829	
63	464	96	123	219	99	21	120	803	
平成元	449	94	119	213	94	20	114	776	
元(12月)	482	182			88	20	108	772	払戻機導入により組織変更
2	466	172			88	20	108	746	
3	450	165			77	20	97	712	
4	425	159			75	19	94	678	
5	400	147			76	19	95	642	
6	419	135			68	19	87	641	
7	392	128			67	18	85	605	
8	355	119			63	18	81	555	
9	322	99			58	17	75	496	
10	294	86			58	15	73	453	
11	259	71			55	14	69	399	
12	241	59			54	9	63	363	
13	209	55			34	7	41	305	

(資料: 「向日町競輪事業概要(平成13年4月)」京都府自転車競技事務所)

## VII. 現状分析

### 1. 向日町競輪の収支等の状況

#### (1) 5期間の収支状況

5期間の収支状況の概要は、[表1-12]のとおりである。

[表1-12]

競輪事業収支計算書

(単位：千円)

項目	年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
開催日数(日)	78	78	81	81	81	81
入場者数(人)	411,519	430,727	404,044	394,003	363,902	
場外発売(延日数)	-	2場(6日)	4場1箇所(15日)	6場3箇所(28日)	8場4箇所(41日)	
	前年比(%)	93.7	105.8	92.4	98.4	95.0
	車券売上収入	20,189,971	21,370,017	19,752,435	19,427,957	18,456,324
歳入	入場料収入	50,722	52,506	49,383	48,075	45,614
	公営公庫還付金	0	0	0	221,429	249,091
	その他収入	244,201	249,682	283,247	230,302	274,702
	計(A)	20,484,895	21,672,205	20,085,065	19,927,763	19,025,731
	前年度繰越金	5,115,499	4,176,458	3,154,188	2,423,551	1,887,503
	歳入計(B)	25,600,394	25,848,663	23,239,253	22,351,314	20,913,234
歳出	人件費	156,389	162,336	198,407	163,602	199,342
	管理費	1,441	1,374	1,411	1,283	1,209
	小計	157,830	163,710	199,818	164,885	200,551
	的中車券払戻金	15,058,286	15,951,614	14,750,330	14,504,604	13,795,296
	日本自転車振興会交付金	739,479	784,085	721,247	708,982	671,251
	近畿自転車競技会交付金	503,089	511,513	494,404	472,598	451,919
	公営企業金融公庫納付金	226,679	240,840	221,429	217,535	205,558
	選手賞金	1,082,154	1,062,358	1,090,169	1,133,856	1,087,989
	従事員賃金	1,100,784	995,037	904,887	785,551	654,784
	場外車券売場設置経費	-	93,869	196,051	261,609	334,077
	その他負担金補助金	172,319	176,548	179,140	208,576	218,675
	その他開催経費	1,166,630	1,338,366	1,491,289	1,222,483	1,394,142
	施設整備費	16,686	176,535	66,938	383,132	444,115
	小計	20,066,106	21,330,765	20,115,884	19,898,926	19,257,806
	計(c)	20,223,936	21,494,475	20,315,702	20,063,811	19,458,357
	一般会計繰出金	1,200,000	1,200,000	500,000	400,000	0
	歳出計(D)	21,423,936	22,694,475	20,815,702	20,463,811	19,458,357
	次年度繰越金(B)-(D)	4,176,458	3,154,188	2,423,551	1,887,503	1,454,877
	単年度純収益金(E)=(A)-(C)	260,959	177,730	△ 230,637	△ 136,048	△ 432,626
	収益率(%) (E)/(A)	1.27	0.82	△ 1.15	△ 0.68	△ 2.27

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

① 単年度純収益及び収益率

前年度繰越金を除く歳入(A)から一般会計繰出金を除く歳出(C)を控除した単年度純収益金及び収益率は、次のとおり減少している。特に、平成10年度に初めて赤字となって以来、3年連続して赤字となっている。

年度	単年度純収益金	収益率
平成8年度	260,959千円	1.27%
平成9年度	177,730千円	0.82%
平成10年度	△230,637千円	△1.15%
平成11年度	△136,048千円	△0.68%
平成12年度	△432,626千円	△2.27%

② 施設整備費控除後の単年度純収益

収益事業特別会計である競輪事業会計は、企業会計と異なり、将来にわたって収益獲得に寄与する建物の取得支出も施設整備費として単年度の歳出と考えるため、多額の施設・設備の取得があれば単年度純収支がマイナスになる場合がある。企業会計上、有形固定資産は減価償却費を通じて初期投資額を耐用年数で回収するものである。そこで、施設整備費を考慮しなければ（歳出に含めない）、単年度純収益金は次のとおり、平成10年度を除き黒字であるが、平成12年度の収益金は僅かな金額となっている。

年度	単年度純収益金
平成8年度	277,645千円
平成9年度	354,265千円
平成10年度	△163,699千円
平成11年度	247,084千円
平成12年度	11,489千円

③ 公営公庫還付金控除後の単年度純収益

平成11年度、平成12年度の歳入に計上されている「公営公庫還付金」は、過年度の公営公庫納付金が還付されたものであり、本来の収入とは異なるものである。そのため、上記②の施設整備費控除後の単年度純収益から公営公庫還付金を控除すると、単年度純収益は次のとおりとなる。平成11年度の収益は僅かとなり、平成12年度は赤字となっている。

年度	単年度純収益金
平成8年度	277,645千円
平成9年度	354,265千円
平成10年度	△163,699千円
平成11年度	25,655千円
平成12年度	△237,602千円

④ 次年度繰越金

また、次年度繰越金は企業会計上の「現金・預金」に相当するものであるが、下記のとお

り過減傾向にあり、平成12年度の繰越金は平成8年度の繰越金に対し34.8%にまで減少している。

年度	次年度繰越金
平成8年度	4,176,458千円
平成9年度	3,154,188千円
平成10年度	2,423,551千円
平成11年度	1,887,503千円
平成12年度	1,454,877千円

## (2) 収入の状況

### ① 収入の概要

収入は、12頁の〔表1-12〕の「歳入」に計上されているとおり、「車券売上収入」、「入場料収入」、「公営公庫還付金」、「その他収入」からなる。これらの収入の内容は、次のとおりである。

#### (a) 車券売上収入

競輪の収益の根幹で車券売上代金がすべてである。車券売上は入場者数、開催日数、レースの種類、1人当たり車券購入額等により影響を受ける。

#### (b) 入場料収入

競輪を開催する際、入場者から一定額以上の入場料を徴収する（自転車競技法第6条）こととなっており、競輪収益の一部となる。向日町競輪は一般席50円/1人、特別席1,100円/1人を徴収している。

#### (c) 公営公庫還付金

公営公庫還付金は、単年度純収益金がマイナスになった年度分の公営企業金融公庫納付金の還付である。すなわち、地方財政法及び公営企業金融公庫法に基づき公営企業金融公庫に、車券売上に対して一定割合（（車券売上高－13億円）×12/1,000）を納付している。しかし、単年度純損失がでた翌年は前年度公営企業金融公庫納付金が還付されることになっている。

#### (d) その他収入

##### イ. 競輪場使用料（平成12年度 95,607千円）

他の施行者主催の向日町競輪場における場外車券発売の施設使用料（車券売上に対し4.2%を乗じた手数料）及び競輪場内の売店使用料等である。競輪場使用料は他の施行者主催の場外車券の販売状況により左右されるが、競輪収益の一部を構成する。平成12年度は、他の施行者主催の場外車券販売の施設使用料は90,584千円、売店使用料は5,005千円であった。

##### ロ. 財産貸付収入（平成12年度 5,524千円）

向日市消防署に対する敷地貸付料である。

## 八. 時効収入(平成12年度 15,532千円)

車券販売後60日を経過した的中車券の時効分(自転車競技法第9条の4)である。

## 二. 雑収入(平成12年度 158,037千円)

平成12年度は、自転車競技用関係機器リース助成金68,990千円、場外車券売場開設協力金34,257千円、選手宿舎使用実費相当額17,987千円、競輪活性化対策広報事業助成金13,283千円、全国競輪場50周年記念事業助成金9,135千円等、上記収入に該当しないものである。

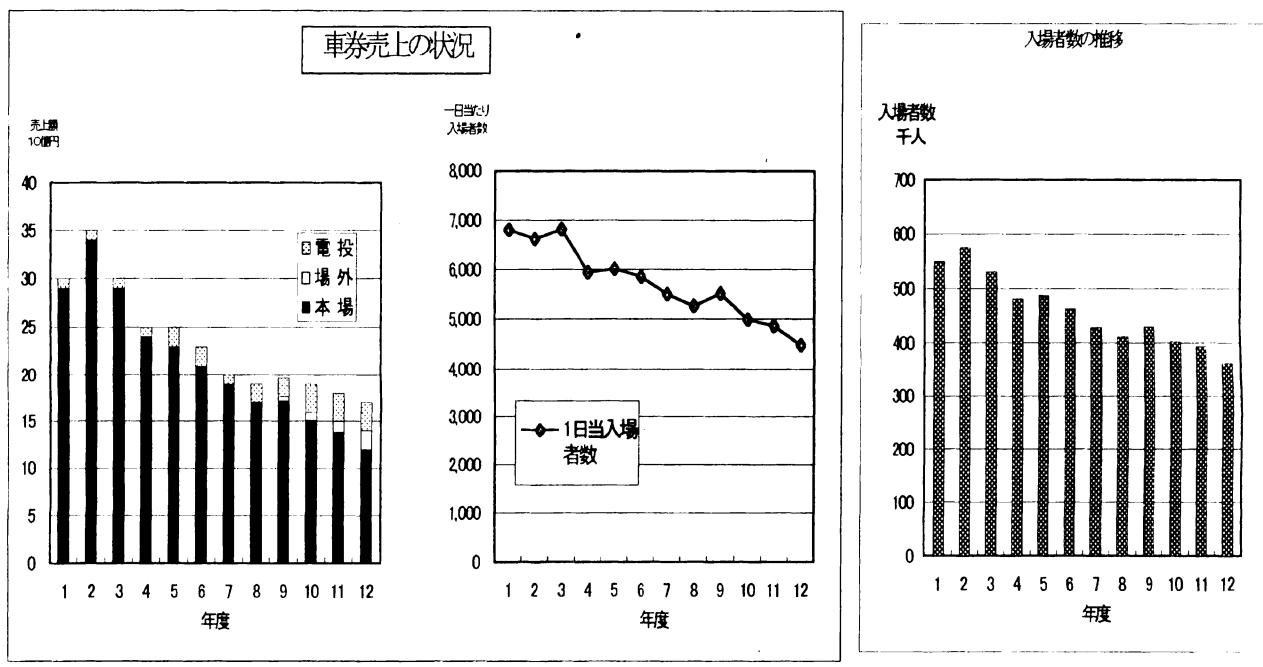
## ② 車券売上の状況

平成元年度以降の向日町競輪の車券売上の状況は、[表1-13]のとおりである。また、昭和25年の開設以来の状況については、17頁の[表1-14]を参照。

[表1-13]

向日町競輪車券売上の状況

年度	売上額 (千円)	内訳(千円)					入場者数 (B)	開催 日数	1日当たり平均		一人当たり購入額 (円)(A/B)	
		本場(A) 比率	場外 比率	電投 比率					売上額(千円)	入場者数(人)		
元	30,302,010	29,095,367	96.0			1,206,643	4.0	550,358	81	374,098	6,794	52,866
2	35,592,160	34,109,308	95.8			1,482,852	4.2	576,075	87	409,105	6,621	59,210
3	31,426,501	29,694,432	94.5			1,732,069	5.5	531,569	78	402,903	6,814	55,862
4	26,691,229	24,982,759	93.6			1,708,470	6.4	480,805	81	319,521	5,935	51,960
5	25,643,590	23,591,401	92.0			2,052,189	8.0	487,678	81	316,587	6,020	48,375
6	23,562,554	21,554,285	91.5			2,008,269	8.5	463,542	79	298,260	5,867	46,499
7	21,553,040	19,577,046	90.8			1,975,994	9.2	429,987	78	276,321	5,512	45,529
8	20,189,971	17,675,634	87.5			2,514,337	12.5	411,519	78	258,845	5,275	42,952
9	21,370,017	17,691,832	82.8	698,874	3.3	2,979,311	13.9	430,727	78	273,974	5,522	41,074
10	19,752,434	15,273,787	77.3	1,371,824	6.9	3,106,823	15.7	404,044	81	243,857	4,988	37,802
11	19,427,957	14,153,535	72.9	1,896,234	9.8	3,378,188	17.4	394,004	81	239,851	4,864	35,922
12	18,456,324	12,332,368	66.8	2,471,609	13.4	3,652,347	19.8	363,902	81	227,855	4,492	33,889



(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

昭和25年の開催以来、車券売上のピークは特別競輪（全日本選抜）が行われた昭和62年度の40,351,336千円であり、平成12年度は18,456,324千円と45.7%にまで落ち込んでいる。特別競輪が開催された昭和62年度を除くと車券売上のピークは、平成2年の35,592,160千円であり、平成12年度は51.8%と半減している。

平成元年以降の1日当たりの平均車券売上も平成2年の409,105千円をピークに、平成12年度は227,855千円とピーク時の55.6%にまで落ち込んでいる。

平成元年以降の入場者1人当たりの車券売上は平成2年度の59,210円をピークに、平成12年度は33,889円と57.2%に落ち込んでいる。

平成元年以降の投票形態別車券売上は、〔表1-13〕のとおり、平成元年度は、本場での購入96.0%、電話投票4.0%であった。その後、電話投票の比率が年々上昇し、また、平成9年度からは場外での発売を開始したことにより、平成12年度では、本場での購入が66.8%に減少し、電話投票19.8%、場外投票13.4%となっている。

### ③ 入場者の状況

平成元年度以降の向日町競輪の入場者の状況は、〔表1-13〕のとおりである。また、昭和25年の開設以来の状況については、17頁の〔表1-14〕を参照。

入場者数は、昭和45年度から昭和49年度にピークを迎えており、その後、昭和60年度頃人気を取り戻すが、現在は著しい減少傾向にある。平成12年度においては、向日町競輪開始の翌年である昭和26年よりも入場者数が少なくなっている。平成12年度は363,902人と入場者数のピークである昭和46年度974,777人の37.3%にまで落ち込んでいる。

向日町競輪の入場者数は、開設後の前半25年間は増加し、後半の25年間は減少傾向にある。

平成元年度以降の1日当たりの平均入場者数は、平成3年度の6,814人をピークに、平成12年度は4,492人と65.9%に落ち込んでいる。

来場者と電話投票者の年代別比率は、次のとおりである。電話投票は40代、50代の人が多く、来場者は50代、60代の人が多くなっている。

(単位：%)

年代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
電話投票比率	4.8	19.5	29.0	29.6	17.1	100
来場者比率	4.0	7.1	20.1	33.3	34.5	100

### ④ 競輪開催の状況

近畿地区の競輪の開催状況は、別表1-B「近畿地区競輪2001年日程表」のとおり、ほとんど毎日どこかの競輪場で実施されている。開催場所の状況により入場者が分散され、車券売上高及び入場者数が減少することになる。また、人気のある競輪選手の出場も制約されることになる。



### (3) 支出の状況

12頁の〔表1-12〕では、支出を「総務」、「開催経費」、「一般会計繰出金」に分類している。「総務」の人物費は、自転車競技事務所の職員（平成12年度は19名）の給与であり、管理費は一般運営費である。以下、開催経費、一般会計繰出金について支出状況を検討する。

#### ① 的中車券払戻金

自転車競技法第9条の定めにより、車券の売上金の75%に相当する金額を払い戻す、いわゆる的中車券払戻金の全額が計上されている。

#### ② 日本自転車振興会交付金

自転車競技法第10条の定めにより、日本自転車振興会に交付する交付金である。

向日町競輪は、機械工業振興の補助（1号交付金）は車券売上高に対し約1.7%（自転車競技法第10条第1項）、公益の増進を目的とする事業の補助（2号交付金）は車券売上高に対し約1.68%（自転車競技法第10条第2項）、日本自転車振興会の運営経費（3号交付金）は車券売上高に対し約0.28%（自転車競技法第10条第3項）を日本自転車振興会に納付している。

#### ③ 近畿自転競技会交付金

向日町競輪の場内自営警備、出札の混雑及び特別観覧席券の買い占め防止措置、特別観覧席入場の検札、売店の取締り、競技関係事務、電話投票業務に対して、車券売上高の約2.3%を近畿自転競技会に納付している。

#### ④ 公営企業金融公庫納付金

地方財政法及び公営企業金融公庫法に基づき公営企業金融公庫に対し、車券売上の一定割合（（車券売上高－13億円）×12/1,000）を納付している。しかし、単年度純損失がでた翌年は前年度公営企業金融公庫納付金が還付されることになっている。したがって、平成11、12、13年度には還付金があり、実質上、公営企業金融公庫への納付金はなくなっている。

#### ⑤ 選手賞金

選手賞金は、昭和49年に経済産業省の裁定により車券売上高の2.87%を賞金総額とする定率制を採用することになっている。その後、売上ダウンにより定率制賞金額の上積みを昭和59年から実施している。現在は、選手会、競輪施行者協議会等の協議により決定される。

仮に定率制で試算すれば、向日町競輪における平成12年度選手賞金の定率制を超える金額は、約5億5,800万円となる。

選手賞金の内訳は、普通賞金1号基準（向日町・車券売上高20億円未満）、先頭誘導員手当、出場手当、記録賞、敢闘賞、優秀選手賞3日制、優秀選手賞4日制、日当、宿泊費、落車危険手当、予備選手の手当、先頭誘導選手の手当、参加名誉賞、年末年始特別手当（特別手当）に分けられる。

#### ⑥ 従事員賃金

従事員賃金は、12頁の〔表1-12〕においては、「従事員賃金」及び「その他開催経費」に計上されている。すなわち、19頁の〔表1-15〕の報償費の繁忙手当（8,834千円）と他競輪場外発売（58,759千円）は、「その他開催経費」に含まれる。

##### (a) 概要

賃金は、「京都府営向日町競輪臨時従事員給与規程」に基づいて、臨時従事員に支給される給与である。臨時従事員の職種及び員数は、10頁の〔表1-10〕、11頁の〔表1-11〕



続年数による時給を比較すれば、府モデル賃金（平成12年）より向日町競輪の方が、5%から15%高い。

〔表1-16〕 府における学歴・年齢・勤続年数別モデル賃金（平成12年）

設定条件 学歴	年齢 /歳	勤続年数 /年	扶養家族 /人	集計企業数 /社	所定労働時間内給与額 月額/円	所定労働時間内給与額 日額 22日/月	所定労働時間内給与額 時給 8h/日
短大卒・女子 事務・販売	20	0	0	180	167,530	7,615	952
	22	2	0	187	180,657	8,212	1,026
	25	5	0	184	194,808	8,855	1,107
	27	7	0	163	208,065	9,458	1,182
	30	10	0	137	229,991	10,454	1,307
	35	15	0	117	265,465	12,067	1,508
	40	20	0	94	301,940	13,725	1,716
	45	25	0	85	333,221	15,146	1,893
	50	30	0	77	360,761	16,398	2,050
	55	35	0	67	387,966	17,635	2,204
高校卒・女子 事務・販売	18	0	0	166	157,322	7,151	894
	20	2	0	166	169,066	7,685	961
	22	4	0	173	179,814	8,173	1,022
	25	7	0	178	193,372	8,790	1,099
	27	9	0	167	206,080	9,367	1,171
	30	12	0	144	226,774	10,308	1,288
	35	17	0	123	260,573	11,844	1,481
	40	22	0	116	296,327	13,469	1,684
	45	27	0	102	324,401	14,746	1,843
	50	32	0	104	347,966	15,817	1,977
	55	37	0	94	374,412	17,019	2,127

(資料：京都商工会議所作成データ)

〔表1-17〕 向日町競輪12年度実績抜粋

年齢	勤続年数	①年間労働日数	②年間賃金/円	②/①=③ 日額賃金/円	③/8h=時間給/円	夏一時金/円	年末一時金/円
35	7	77	790,574	10,267	1,283	181,163	165,432
47	6	78	797,184	10,220	1,278	181,163	164,564
51	25	77.5	1,143,665	14,757	1,845	272,461	248,538
56	31	78	1,314,955	16,858	2,107	305,695	278,727
62	29	74.5	1,308,770	17,567	2,196	301,111	274,563
64	47	77	1,402,295	18,212	2,277	317,155	271,306
平均						259,791	233,855

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

一方、「向日町競輪臨時従事員及び夏期増加賃金支給要綱」に基づいて支給される夏期一時金及び年末一時金について、京都民間における賞与支給状況の推移〔表1-18〕と向日町競輪12年度実績抜粋〔表1-17〕とを比較すると、年間勤続日数約245日と約80日を考慮して(約1/3) 向日町競輪の方が20%から40%高い。

[表1-18]

## 京都民間における賞与支給状況の推移

年度	夏季					年末				
	集計企業数 /社	決定状況				集計企業数 /社	決定状況			
		月数/ヶ月	金額/円	対前年比/%	対前年比/円		月数/ヶ月	金額/円	対前年比/%	対前年比/円
10	146	2.16	607,219	△ 4	△ 22,244	139	2.22	619,912	△ 8	△ 57,064
11	126	1.94	545,152	△ 10	△ 62,067	130	2.08	575,659	△ 7	△ 44,253
12	124	1.94	546,306	0.2	1,154					

(資料：京都商工会議所作成データ)

また、臨時従事員を勤務体系からパートタイマーと考えれば、平成12年度府最低賃金〔表1-19〕、産業別最低賃金〔表1-20〕及び平成11年9月度パートタイマー労働者の職種別求人賃金〔表1-21〕と比較して、特殊技能を考慮しても比較的高い賃金である。

[表1-19]

## 平成12年度 府 最 低 賃 金

(単位：円)

日額	時間額	発効日
5,372	673	12.10.1

(資料：平成12年度京都の賃金指標)

注1：最低賃金は、事業場で働く常用・臨時・パートなどのすべての労働者と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用される。

注2：支払い賃金を最低賃金と比較する場合、賃金から精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、休日手当、深夜手当等は除外する。

[表1-20]

## 産業別最低賃金

(単位：円)

最低賃金の件名	日額	時間額	発効日
印 刷 業	6,012	753	12.12.16
金属素形製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	6,253	786	12.12.16
金属加工機械、繊維機械、特殊産業用機械、一般産業用機械・装置、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業	6,275	788	12.12.16
電気機械器具製造業	6,176	773	12.12.16
自動車・同附属品、鉄道車両・同部分品航空機・同附属品、その他の輸送用機械器具製造業	6,277	786	12.12.16
船舶製造・修理業、舶用機関製造業	6,277	786	12.12.16
各種商品小売業 (百貨店、その他の各種商品小売業)	5,931	743	11.12.17
自動車小売業	5,926	741	9.12.21

(資料：平成12年度京都の賃金指標)



〔表1-23〕 向日町競輪平成12年度離職餞別金支給実績 (単位:千円)

経験年数	対象者(人)	平均支給額
1年以上～10年	3	549
10年超～20年	1	1,679
20年超～30年	6	5,741
30年超～	25	7,155
合計	35	6,190

(資料: 京都府自転車競技事務所作成データ)

## ⑦ 委託料 (12頁の〔表1-12〕の「その他開催経費」に計上されている。)

競輪施行者は、競輪実施業務の多くを自転車競技会に委託することが大半であるが、それ以外の業務を専門業者に委託することがある。向日町競輪の場合は、テレビ放映、CS放送、周辺警備、場内清掃、各種機器保守、ファンサービス業務、場外車券売場関連業務等が主なものとなっている。各種業務委託は、原則的に毎年入札により実施されているが、清掃など一部業務を除き、実態は競輪の特殊な業務に対応できる専門業者により円滑に事業が実施されるように、ほぼ同業者が同値段で毎年実施している。入札は適法に実施されているが形骸化している。

上記理由は、競輪の生い立ちに起因するところがある。

## ⑧ 負担金・補助金 (12頁の〔表1-12〕「場外車券売場設置経費」、「その他負担金補助金」、「その他開催経費」に計上されている。)

(a) 負担金・補助金は、会費及び分担金(全国競輪施行者協議会)、分担金及び近畿地区プロ競技大会助成金(近畿競輪運営協議会)、向日町競輪場周辺環境整備事業交付金(向日市)、競輪開催補助金(日本競輪選手会京都支部、京都府向日町競輪従事員共済会)、臨時場外車券売場設置に伴う事務協力費等及び臨時従事員の離職餞別金(従事員賃金の項で記載済み)である。

(b) 会費、競輪選手共済・事故防止対策事業・年金助成分担金、情報システム分担金、電話投票システム分担金、サイクルテレホン事務センター運営分担金等として、車券売上高に対して約0.55%を(社)全国競輪施行者協議会に納付している。

(c) 競輪開催日の調整、競技の実施に関する事項、啓発宣伝に関する事項、競輪運営の合理化に関する事項、選手制度に関する事項、特別競輪の開催に関する事項、競輪場の設備改善に関する事項を達成する業務委託に対して、車券売上高の一定割合の金額を近畿競輪運営協議会に納付する。

## ⑨ 開催経費等の年度別推移

主な支出の年度別推移は、〔表1-24〕のとおりである。

〔表1-24〕 開催経費年度別推移表 (単位:千円)

年度	払戻金	日本自転車振興会交付金	近畿自転車競技会交付金	公営企業金融公庫納付金	選手賞金	従業員賃金
昭和45年	9,330,852	454,667	124,807	60,328	222,567	339,683
平成9年	15,951,614	784,085	511,513	240,840	1,062,358	995,037
平成10年	14,750,330	721,247	494,404	221,429	1,090,169	904,887
平成11年	14,504,604	708,982	472,598	217,535	1,133,856	785,551
平成12年	13,795,296	671,251	451,919	205,558	1,087,989	654,784

	場外車券売場 設置経費	その他の 負担金補助金	その他の 開催経費	施設整備費	合計	車券売上
昭和45年	0	41,786	95,954	57,409	10,728,053	12,565,693
平成9年	93,869	176,548	1,338,366	176,535	21,330,765	21,370,017
平成10年	196,051	179,140	1,491,289	66,938	20,115,884	19,752,435
平成11年	261,609	208,576	1,222,483	383,132	19,898,926	19,427,957
平成12年	334,077	218,675	1,394,142	444,115	19,257,806	18,456,324

#### ⑩ 一般会計への繰出金の状況

一般会計への繰出金は、17頁の〔表1-14〕のとおり、昭和43年度より急増し、昭和49年度、50年度には28億7,500万円を繰り出している。その後減少し、平成3年度より平成9年度まで繰出金は一時増加するが、平成12年度は繰出金ゼロ円となり、地方財政の健全化を掲げる競輪設立趣旨に沿わない事態となっている。

#### (4) 設備投資の状況

設備投資は、17頁の〔表1-14〕のとおり、昭和55年度までは数千万円の単位であるが、昭和56年度以降平成4年度まで著しく増加した。また、選手管理棟の新築もあり設備投資が増加した。設備投資の内容は、昭和25年度に向日町競輪の原型ができ、昭和37年度より施設の整備・増築・改装が盛んになる。車券売上のピークを迎える昭和60年度より平成4年度にかけ競輪場全面改裝・設備新設を実施しその結果、入場者減少にも拘らず車券売上及び単年度収益を維持してきた。しかし、ここ2、3年は設備投資を実施するが入場者及び車券売上は減少し、一般会計繰出金ゼロ円、単年度赤字に陥っている。バブルの絶頂期に多額の投資を実施し車券売上を伸ばしたが、入場者数の増加には至らなかった。平成元年度以降の設備投資の状況は、〔表1-25〕のとおりである。昭和25年度以降の年度別施設費の状況は、別表1-C「施設費の状況」を参照。

〔表1-25〕

## 施設費の状況

年度	金額/千円	施設費の内訳
平成元	66,795	中央投票所客室改修 (16,162,000円)、駐車場フェンス改修 (12,054,000円)、場内排水側溝、路盤改修 (13,569,000円)、走盤舗装 第1、第2投票所付属金塗りほか
2	383,220	選手宿舎改築 (鉄筋コンクリート造地上3階建16,685,000円、2~4)、中央投票所外壁塗装 (9,752,000円)、場内排水溝及び路盤改修 (25,879,000円)、テント改修 (13,756,000円)、駐車場フェンス改修、駐車場管理棧板塗りほか
3	611,090	選手宿舎改築 (鉄筋コンクリート造地上3階建199,916,000円、2~4)、走盤舗装 網目ネット (59,225,000円)、投票所Pタイル改修 (25,514,000円)、中央投票所空調設備改修 (9,836,000円) 東入場軌道改修ほか
4	214,115	選手宿舎改築 (鉄筋コンクリート造地上3階建202,316,000円、2~4)、第2駐車場雨水排水改修 (6,695,000円)、三段跳び兼走り幅広い競走路面 (2,492,000円)、第3投票所漏水補修 電柱揚示板塗りほか
5	18,256	ウォータップ塗装 (9,476,000円)、選手控室改修 (13,368,000円)、第3投票所記者席空調設備工事 (1,184,000円)、ケーブルラック取付工事 (2,657,000円) ほか
6	1,854	西入場門パイプシャッターの取付 (1,854,000円)、トータリゼータシステム電柱揚示板修理 競走場ゴンドラ改善ほか
7	11,981	ウォータップ塗装 (9,785,000円)、第4投票所空調設備改修 (2,197,000円) ほか
8	16,686	第3投票所特別観覧席空調設備工事 (16,686,000円) ほか
9	176,535	選手管理センター仮宿舎建築 (116,660,000円)、ウォータップ塗装 (9,975,000円) ほか
10	66,937	バシク側仮面設置 (33,810,000円)、誘導員控室改修ほか
11	383,132	選手管理センター改修 (871,055,000円、11~13)、ウォータップ塗装 (11,970,000円) ほか
12	444,115	選手管理センター改修 (427,185,000円、11~13)、ほか

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

## 2. 5期間の損益分岐点分析

過去5期間の損益計算書は、別表1-D「損益計算書」のとおりである。そのうち、過去2期間は、〔表1-26〕のとおりである。

〔表1-26〕		損 益 計 算 書				(単位：千円)
		平成11年度		平成12年度		
科目		金額	割合(%)	金額	割合(%)	摘要
収益	車券売上高	19,427,957	100	18,456,324	100	
変動費	負担金・補助及び交付金	1,318,236		1,292,813		日本自転車振興会・近畿自転車競技会・(社)全国競輪施行者協議会交付金等・場外事務協力費・近畿競輪運営協議会
動費	償還金、利子及び割引料	14,504,604		13,795,296		車券払戻金
	公営企業金融公庫納付金	217,535		205,557		地方財政法等に基づく納付金
変動費合計		16,040,375	82.56	15,293,667	82.86	
限界利益		3,387,582	17.44	3,162,658	17.14	過去5年平均 17.53%
固定費	報酬	9,558		8,502		職員給与(競輪運営費)
	給料	79,401		80,359		職員給与(一般管理費)
	職員手当等	84,331		109,381		職員給与(一般管理・競輪運営)
	共済費	45,447		43,745		(一般管理・競輪運営)
	賃金	837,308		713,544		臨時従事員賃金
	報償費	1,160,515		1,106,261		従事員繁忙手当、選手賞金、消防報償金他
	旅費	4,571		3,364		(一般管理・競輪運営)
	交際費	112		57		
	需用費	170,493		175,567		消耗品、事務用品、印刷費、光熱費、施設費他
定役	業務費	141,771		143,042		通信費、運搬費、手数料、処分費
	委託料	448,000		512,285		通常事務委託料、記念競輪場外委託料
	使用料及び賃借料	493,670		506,077		機器リース料他
	原材料費	298		260		
	備品購入費	2,088		3,726		
	負担金・補助及び交付金	93,275		93,275		向日市・(社)日本競輪選手会・(財)京都府職員互助会他・従事員共済費
	補償、補填及び賠償金	320		770		車券払戻金不足金
	公課金	6,820		3,698		消費税等
費用	固定費合計	3,577,978	18.42	3,503,914	18.98	
	貢献利益	△190,396	△0.98	△341,257	△1.85	
特別収益	競輪場入場料	48,074		45,614		入場料@50円、特別観覧席@1,100円
	競輪場使用料	101,287		95,608		場外車券売上収入×4.2%、売店家賃
	財産貸付収入	5,524		5,524		向日市消防署地代収入
	時効収入	15,994		15,533		的中車券60日以降未払分
	雑収入	328,925		407,128		公営企業金融公庫還付金・近畿自転車競技会・(社)全国競輪施行者協議会助成金等・場外事務協力費
益	特別収益合計	499,804		569,407		
特別固定費	負担金・補助及び交付金	62,324		216,660		従事員離職報償金
	工事請負費(施設費)	383,132		444,115		施設工事費
	特別固定費合計	445,456		660,775		
	特別損益	54,348		△91,368		
	当期損益	△136,048	△0.70	△432,625	△2.34	
	前期繰越金	2,423,551		1,887,503		
	一般会計繰出金	400,000		0		
	次期繰越金	1,887,503		1,454,878		

### (1) 前提条件

損益分岐点分析の前提条件は、次のとおりである。

- ① 日本自転車振興会、近畿自転車競技会、全国競輪施行者協議会及び近畿競輪運営協議会に対する交付金等、臨時場外車券売場設置事務協力費は変動費、それ以外の交付金は固定費と

する。

② 償還金、利子及び割引料

勝者投票の的中者に対する払戻金である。車券売上高の75%（自転車競技法第9条）であり、変動費とする。

③ 公営企業金融公庫納付金

地方財政法及び公営企業金融公庫法に基づく納付金で、車券売上高から13億円を控除した金額に1.2%を乗じたものであり、変動費とする。

④ 報酬、給料、職員手当等

自転車競技事務所の職員（19人）に対する給与・賞与であり、固定費とする。

⑤ 貸金は競輪開催日数により変動し、変動要因も含まれるが概ね固定費とする。

⑥ 臨時従事員離職賃別金は特別固定費とする。

⑦ 報償費はすべて固定費とする。

⑧ 委託費はすべて固定費とする。

⑨ 旅費・交際費・原材料費・備品購入費は、競輪運営に際してかかる経費であり、固定費とする。

⑩ 需用費

需用費は宣伝広告費、競輪場借上料、消耗品、事務用品、水道光熱費、印刷費、修繕費等が含まれ、固定費とする。

⑪ 役務費

役務費は通信費、荷造運搬費、支払手数料及び処分費用等が含まれ、固定費とする。

⑫ 使用料及び賃借料

車券売上用機器リース費、駐車場賃借料等からなり、固定費とする。

⑬ 工事請負費

管理棟、選手棟、観覧席棟の施設購入費用からなり、特別固定費とする。

参考：

変動費：売上高の増減に比例して発生する費用

固定費：売上高の増減に関係なく発生する費用

限界利益：売上高から変動費を控除した残額で、固定費負担限度額を示す

限界利益率：限界利益と売上高との比率で、当該比率が高い方が固定費負担度合いが高い

損益分岐点：総費用（変動費+固定費）をカバーし損益がゼロとなる売上高

貢献利益：競輪事業とは直接関係のない損益を除いた競輪事業自体の貢献度（損益）

特別収益：競輪事業売上高（車券売上高）を除く収益

特別固定費：競輪事業売上高に直接関係のない固定費

$$\text{損益分岐点比率} : \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{実績売上高}} \quad (\text{損益分岐点までの余裕度を示す})$$

## (2) 分析結果

分析結果に基づく損益分岐点売上高は、次のとおりである。

## ① 貢献利益を0円とした場合

損益分岐点売上高

平成 8年度	18,200百万円
平成 9年度	19,540百万円
平成10年度	20,555百万円
平成11年度	20,516百万円
平成12年度	20,443百万円

## ② 当期利益を0円とした場合

損益分岐点売上高

平成 8年度	18,715百万円
平成 9年度	20,367百万円
平成10年度	21,071百万円
平成11年度	20,204百万円※
平成12年度	20,976百万円※

※ 雑収入に公営企業金融公庫還付金が平成11年度217,535千円、平成12年度205,557千円含まれている。当該金額を控除すれば、損益分岐点売上高は、平成11年度21,452百万円、平成12年度22,175百万円となる。

## ③ 平成11年度と同額の一般会計繰出金400百万円の確保を前提とし、当期利益を0とした場合

損益分岐点売上高 実際の売上高

平成 8年度	20,968百万円	20,189百万円
平成 9年度	22,619百万円	21,370百万円
平成10年度	23,351百万円	19,752百万円
平成11年度	22,498百万円※	19,427百万円
平成12年度	23,310百万円※	18,456百万円

上記のとおり、各年度とも損益分岐点売上高と比較して、実際売上高が不足し、不足額が増加している。また、平成10年度以降実際売上高は、上記②の損益分岐点売上を下回り、売上の減少に比べ固定費は増加傾向にあるため、損益はますます悪化している。特に、賃金は減少しているが、委託料、使用料及び賃借料の増加が著しい。前年対比増減額は、[表1-27] のとおりである。

〔表1-27〕 増減の著しい支出項目の前年対比増減額 (単位:千円)

	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度
賃金	△83,397	△72,533	△107,546	△123,765
委託料	35,944	56,551	68,210	34,285
使用料及び賃借料	159,574	86,559	26,482	12,407
負担金(離職賃別金)	△97,184	83,953	△294,118	154,336
工事請負費	174,867	△109,597	316,194	60,983
合 計	189,804	44,933	9,222	138,246



[表1-29]

平成12年度 競輪開催収支の全国状況（管理・借上施行者）（単位：千円）

施 行 者 団 体 名	車券売上額	開催収支額	特 記 事 項
管 理 施 行 者	弥彦村 (弥彦)	18,441,428	346,096 12回－1節
	東京都十一市 競輪事業組合 (京王閣)	28,995,061	△ 10,853 10回－3節
	埼玉県 (西武園)	13,077,158	126,308 6回
	千葉県 (松戸)	31,679,120	△ 91,527 7回－1節、松戸市と共に1回
	神奈川県競輪組合 (花月園)	28,272,698	△ 1,806,305 (花月園) 12回、(川崎) 1回、(小田原) 1回 (川崎) 鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市と共に1回
	伊東市 (伊東温泉)	16,435,130	△ 768,177 12回
	富山市 (富山)	15,847,057	139,257 12回－1節
	兵庫県市町競輪事務組合 (甲子園・西宮)	37,203,224	△ 1,323,614 (甲子園) 12回、(西宮) 12回
	群馬県	3,571,988	△ 65,696 (前橋) 2回
群馬県六市自転車競走組合			
太田市			
栃木県都市競輪組合			
取手市			
水戸市・土浦市競輪事務組合			
大宮市			
浦和市			
熊谷市			
川口市			
川越市			
所沢市			
行田市			
秩父市			
東京都市収益事業組合			
松戸市			
神奈川県六市競輪組合			
鎌倉市			
藤沢市			
茅ヶ崎市			
清水市			
三河四市競輪組合			
岐阜県中濃競輪組合			
和歌山県四市競輪事務組合			
阪南三市競輪組合			
富田林市			

(注) 特記事項欄の回数は通常競輪（6日間）開催回数、節数は改善競輪（3日間）開催回数を示す。

ただし、通常開催回数には特別競輪等（太字）を含む。

開催収支額には、一般的に臨時場外売場設置による使用料収入、施行者職員の人件費等管理費及び施設整備費の支出を含めていない。

## (2) 近畿管内の競輪場との収支比較

近畿管内の他の競輪場との3年間の開催収支等の比較は、別表1-E「競輪場別開催経費支出状況年間比較」を参照。

## ① 車券売上額

過去3年間の近畿管内収支状況は、開催日数や特別競輪等の開催有無により単純比較はできないが、車券売上額でみれば、〔表1-30〕のようになる。

〔表1-30〕 過去3年間の近畿管内の競輪の車券売上の状況 (単位:百万円)

平成10年度	平成11年度	平成12年度
びわこ 48,469 (特別競輪)	甲子園 52,604 (特別競輪)	びわこ 38,016 (特別競輪)
岸和田 30,463	びわこ 40,330 (特別競輪)	福井 28,787 (特別競輪)
西宮 25,478	岸和田 26,434	岸和田 19,938
甲子園 24,000	西宮 22,823	甲子園 18,704
奈良 19,986	向日町 19,427	西宮 18,498
和歌山 19,854	奈良 17,792	向日町 18,429
向日町 19,752	和歌山 16,077	奈良 16,564
福井 11,779	福井 10,311	和歌山 14,542

毎年、特別競輪高松宮杯が実施されるびわこと平成11年度特別競輪オールスターが実施された甲子園を除けば、車券売上額は岸和田、甲子園、西宮が多く、奈良、向日町、和歌山、福井の規模は小さい。

## ② 施行者純収入金額

また、施行者純収入金額でみれば、〔表1-31〕のとおりとなる。

〔表1-31〕 過去3年間の近畿管内の競輪の施行者純収入の状況 (単位:百万円)

平成10年度	平成11年度	平成12年度
びわこ 1,354 (特別競輪)	和歌山 407	福井 513 (特別競輪)
奈良 405	甲子園※ 351 (特別競輪)	和歌山 47
和歌山 388	びわこ 169 (特別競輪)	奈良 △46
向日町 60	向日町 60	びわこ △114 (特別競輪)
岸和田 28	奈良 △43	向日町 △159
西宮※ 4	岸和田 △53	甲子園※ △629
福井 △118	西宮※ △326	岸和田 △680
甲子園※ △206	福井 △381	西宮※ △693

※平成13年度末で廃止予定

施行者純収入金額でみれば、びわこ、和歌山が比較的黒字を計上しており、福井、西宮、岸和田、甲子園は収支ゼロないし赤字の計上がみられる。向日町に関しては近畿管内において車券売上規模及び施行者純収入は中位に位置する。施行者純収入金額の赤字の出る傾向は車券売上金額に占める開催経費が多い競輪場にその傾向がある。平成12年度は甲子園、西宮、岸和田が24.5%、23.9%、22.9%と高い。平成11年度は福井、西宮、岸和田、奈良がそれぞれ22.6%、20.9%、19.5%、18.7%となる。特に、固定費である需用費の宣伝広告費・委託

料・競輪場借上料・場外車券売場借上料・その他の借料が、大きな割合を占めている。

次に、選手賞金である賞典費が大きく占める。平成12年度の賞典費が占める割合は、和歌山及び甲子園が7.6%、6.6%となる。

平成13年度末で廃止予定の甲子園及び西宮は、特別競輪のあった時を除いて、需用要費の占める割合が高い。中でも固定費である委託料、競輪場借上料が重くのしかかり、車券売上金額に対する開催経費割合が高い。

### (3) 廃止された競輪場

近畿管内で過去に廃止された競輪場は、豊中、京都宝池、明石、神戸、中央、住之江競輪場である。廃止された年は、それぞれ昭和30年、昭和33年度、昭和35年度、昭和35年度、昭和36年度、昭和39年度である。

京都市では昭和24年10月、神戸正雄市長の時、洛北宝池に競輪場を新設することになる。しかし、高山義三市長の時、昭和33年9月開催を最後に大阪豊中競輪に次いで2番目の廃止となる。当時、市長は、昭和33年1月の年頭訓示で「競輪は“京都市民は良い風習を育てましょう”という市民憲章に反し、家庭生活を破壊するものであるから、六大都市に先駆けて廃止する」と表明し、廃止に踏みきった。また、市の財政が黒字に転換したことを踏まえ、「競輪は社会悪であるから、悪いことは一つでもやめるべきであり、また、競輪はレクリエーションではない。更に、廃止すれば相当多額の収入減を生じるが、これは正しい教育への投資である。」と述べている。

競輪場廃止に係る金銭的問題は、競輪場所有者である京都観光施設会社に対する補償（3,000万円）、府自転車振興会の人員削減等に対する感謝金（50万円）、競輪従業員労働組合に対する退職一時金（310万円）、府競輪選手会との賞金補填（57万円）、その他事務費用（約20万円）となっている。当時の車券売上高、入場者数は向日町競輪と同程度の規模であったが、競輪場経営の悪化より、京都に2カ所も競輪場があり、また、経済民生の安定とともに批判も強くなり、その風潮が京都宝池競輪場の廃止へ向かわせたように見受けられる。

（参考）京都宝池競輪場売上高と入場者数は次のとおりである。

	車券売上高	入場者数
昭和24年度	254,083千円	130,923人
25年	799,983	385,610
26年	923,961	406,638
27年	986,681	396,558
28年	974,612	424,705
29年	951,007	392,552
30年	823,420	291,437
31年	989,659	325,137
31年	959,814	294,921
33年	295,748	91,785

競輪事業は、「収益財源の元」、「レジャーの一環である」という考え方方に二分されているが、最近、東高西低の中、西宮、甲子園及び門司競輪が廃止または廃止予定となっており、競輪の衰退は否めない。



## (2) 日本自転車振興会等への交付を通じて京都府への貢献

競輪開催にあたり義務づけられている交付金(1号交付金、2号交付金)は、向日町競輪から日本自転車振興会へ納付し、それが府内の公益施設・団体に還元されている。経済産業省(旧通商産業省)が競輪場の許可にあたり、競輪場を持つ地域だけが地方財政が良くなり、持たない地域は不利であるという問題(均てん化問題)を解消するためにこのような形態がとられたと考えられる。

そこで、向日町競輪の交付金納付状況は、23頁の〔表1-24〕のとおりであり、車券売上高に比例して増減している。日本自転車振興会から府への交付金還元額、還元先、還元割合は、〔表1-33〕のとおりである(平成7年度以前は別表1-F「日本自転車振興会補助事業一覧(京都府分)」を参照)。機械工業振興事業(1号交付金)への還元割合は、平成10年度を除き、近年10%前後と低水準である。体育事業その他公益の増進を目的とする事業(2号交付金)への還元割合は、医療及び公衆衛生・社会福祉増進を中心として約20%から約170%とばらつきがあるものの、比較的高水準を維持している。ただ、この還元額決定の権限は府ではなく、日本自転車振興会が有している。

〔表1-33〕

日本自転車振興会補助事業一覧 (京都府分)

(単位:千円)

年度 補助区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	
日本自転車振興会1号交付金 (競輪施行者より交付分)	343,229	363,290	335,791	330,275	313,306	
機械工場振興事業 (第1号交付金) 日本自転車振興会より交付分	52,863	69,249	197,689	20,750	14,869	
1号交付金還元割合/%	15.40	19.06	58.87	6.28	4.75	
日本自転車振興会2号交付金 (競輪施行者より交付分)	339,899	361,140	330,343	324,503	306,536	
体育の振興	-	-	-	-	-	
医療及び公衆衛生の向上	(福) 宇治病院 (48,925) (社) 愛生会 (10,300) (社) 京都府看護協会 (103,800)  163,025	(財) 京都工場保健会 (20,475) (福) 宇治病院 (19,950) (財) 丹後中央病院 (8,400) (財) 京都労働災害被災者援護財団 (10,500) (福) 京都博愛会  89,325	(社) 京都府歯科医師会 (39,375)	(福) 宇治病院 (30,000) (財) 京都健康管理研究会 (5,500) (財) 京都労働災害被災者援護財団 (20,475) (福) 京都社会事業財団 (14,700)  39,375	(財) 丹後中央病院 (21,000) (福) 京都博愛会 (9,450) (財) 高峰病院 (21,500)  70,675	  51,950
日本自転車振興会文書その他公益の増進を目的とする事業 (第2号交付金)	(社) 京都市観光協会 (11,840)  11,840	(更) 京都保護育成会 (124,220)  124,220				
社会福祉増進	(福) 相楽福祉会 (37,720) (福) 大原野福祉会 (375,520)  413,240	(福) 乙訓福祉会 (69,750) (福) 大照学園 (128,860)  198,610	(財) 大谷婦人会財団 (55,880) (福) 福知山学園 (187,650)  243,530	(福) みづなぎ学園 (3,390) (福) 京都国際社会福祉協力会 (66,570) (福) 舞鶴学園 (234,080)  304,040	(福) 小鳩保育園 (19,650)  19,650	
2号交付金合計	588,105	287,935	282,905	498,935	71,600	
2号交付金還元割合/%	173.02	79.73	85.64	153.75	23.36	
総合計(1号・2号)	640,968	357,184	480,594	519,685	86,469	
総合計還元割合/%	93.83	49.31	72.15	79.37	13.95	

(資料: 京都府自転車競技事務所作成データ)

## (3) 地域の雇用創出

向日町競輪場で働く臨時従事員は、コンピュータの導入による機械化により減少し続いている〔表1-34〕。しかし、平成13年度現在305人の雇用が維持されている。

〔表1-34〕

地域別従事者の状況

地 域 名	人 数 (人)		
	平成11年度	平成12年度	平成13年度
西京区	61	53	48
伏見区	27	24	20
南区	23	23	21
左京区	6	5	4
右京区	7	6	5
向日市	102	98	84
長岡京市	73	68	54
宇治市	19	17	15
大山崎市	9	8	5
その他	72	61	49
合計	399	363	305

また、競輪場運営に係る委託先（警備・清掃等）、工事請負先等を通じて近隣地域の雇用が創出されている。

## (4) 地域社会福祉等への貢献

競輪場につきものである公害問題がある。ゴミ問題、自動車騒音・排気・交通問題、治安の悪化といった問題があることから、向日町競輪は向日市に競輪場周辺環境整備事業交付金、乙訓交通安全協会に協力報奨金を支出している。

また、向日町競輪場は駐車場借上料を所有者である地域住民に支出し、ファンの集客にともない地域の交通機関や飲食店等への影響も無視できない。

向日町競輪の開催日数は年間80日前後に決められている。したがって、年間365日のうち、場外車券の販売日等を除く約230日ほどが無人となり施設の遊休が認められる。そこで、37頁の〔表1-35〕のように向日町会館やスポーツ施設等が一般解放され、地域住民の憩いの場となっている。

〔表1-35〕 向日町会館、スポーツ施設等利用状況 (のべ人数)

年度	項目	向日町会館	ス ポ ー ツ 施 設					走路	場内広場等	合 計
			卓球場	テニス バレー (走路内)	野球・サッカー	内ナイ タ ー使 用	小計			
平成3	日数	227	77	212	267	83	556	97	12	892
	人員	6,783	489	8,198	12,005	1,505	20,692	5,960	67,700	101,135
4	日数	227	29	194	282	85	505	123	18	873
	人員	7,881	182	6,803	13,235	1,925	20,220	6,784	68,003	102,888
5	日数	187	37	200	350	167	587	96	15	885
	人員	5,705	242	6,482	13,533	2,990	20,257	7,606	64,870	98,438
6	日数	190	22	174	365	172	561	134	15	900
	人員	5,743	149	5,163	14,404	3,372	19,716	6,831	73,700	105,990
7	日数	193	17	173	358	169	548	116	13	870
	人員	5,799	138	4,802	14,089	3,472	19,029	9,061	70,100	103,989
8	日数	183	17	161	350	121	528	118	17	846
	人員	5,357	154	5,228	12,805	2,017	18,187	6,570	75,950	106,064
9	日数	155	17	137	250	65	404	122	24	705
	人員	5,235	141	3,437	10,293	1,238	13,871	8,855	75,592	103,553
10	日数	139	59	113	237	76	409	65	21	634
	人員	5,116	342	3,623	13,606	2,482	17,571	4,812	73,194	100,693
11	日数	124	19	131	276	76	426	62	13	625
	人員	5,092	102	3,895	9,746	1,358	13,743	3,770	76,050	98,655
12	日数	143	79	140	275	71	494	66	10	713
	人員	3,974	854	4,408	9,628	1,297	14,890	3,118	77,210	99,192

(資料：京都自転車競技事務所作成データ)

## VII. 改善への取組み

### 1. 人件費の削減

#### (1) 業務の機械化・外部委託化による人員削減

平成8年度両替窓口全面機械化、マークカード機導入、平成9年度全窓マークカード機導入、  
払戻窓口自動払戻機導入といった発売等窓口体制の合理化や発売・払戻・両替機器の導入により、  
平成7年度から平成13年度にかけて臨時従事員300人の削減を実施してきた。

#### (2) 新規採用の停止

臨時従事員の新規採用を停止し、65歳定年制度の枠組みで50歳以上の臨時従事員について離職勧奨を実施している。

#### (3) 昇給の停止、賞与の減額

臨時従事員のベースアップをゼロにするとともに、一時金支給日数について平成7年度から平成12年度での5年間で13.85日削減し、平成13年度にさらに夏期分として5.8日、年末分として3.7日削減した。

上記により、〔表1-36〕のとおり人件費の削減が実施されている。

〔表1-36〕 年度別臨時従事員の賃金・一時金の状況 (単位:千円)

年度	臨時従事員 賃金・一時金	前年度比	人数(人)	1人当たり平均 賃金・一時金
平成7年度	1,181,512	△53,740	605	1,952
平成8年度	1,100,784	△80,728	555	1,983
平成9年度	995,037	△105,747	496	2,006
平成10年度	904,887	△90,150	453	1,997
平成11年度	785,551	△119,336	399	1,968
平成12年度	654,784	△130,767	363	1,803
平成13年度	507,278	△147,506	305	1,663

注: 平成13年度分は決算見込み

### 2. 他競輪場の場外車券の販売

他競輪場で開催される特別競輪等の場外車券販売所として向日町競輪が販売を実施している。  
近年5年間の実施状況は、〔表1-37〕のとおりである。

〔表1-37〕 最近5年間の場外売上・受託収入の状況 (単位:千円)

年度	場外設置及び日数	場外売上額	受託収入
平成8年度	6回-21日間	2,669,564	162,635
平成9年度	5回-18日間	2,337,032	120,825
平成10年度	6回-23日間	3,109,365	173,529
平成11年度	5回-20日間	2,291,022	119,602
平成12年度	6回-20日間	2,156,762	124,841

### 3. 電話投票、他競輪場での場外車券の販売

車券販売増収のため、普通競輪で電話投票を行うとともに、記念競輪である平安賞及び松本勝明賞で〔表1-38、39〕のとおり、電話投票及び場外車券売場での車券販売を実施している。

〔表1-38〕

平安賞の売上状況

(単位：千円)

	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
本場	2,164,046	2,201,629	2,101,328	1,883,078	1,653,854	1,524,515
場外	—	—	698,874	1,371,824	1,717,232	2,170,665
電話投票	781,171	1,153,333	1,145,478	1,179,375	1,283,572	1,380,210
計	2,945,217	3,354,962	3,945,680	4,434,277	4,654,658	5,075,390

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

〔表1-39〕

松本勝明賞の売上推移

(単位：千円)

	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
本場	929,648	717,381	723,113	820,582	627,424	547,703
場外	—	—	—	—	132,392	300,943
電話投票	75,723	52,428	105,884	366,751	297,991	287,957
計	1,005,371	769,809	828,997	1,187,333	1,057,807	1,136,603

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)

### 4. 施設の改善

施設の改善は、25頁の〔表1-25〕のとおり実施され、来賓・記者席を備えた選手管理センターが完成した。これまでから特別競輪誘致活動を経済産業省に対して行ってきたが、この施設の完成も大きな要因となり、平成15年度のふるさとダービーの誘致が決定した。

### 5. PR活動の実施等

- ・向日町競輪歴史パネル展示
- ・キャラクターグッズ「ムッキーの携帯電話ストラップ」を作成、配布
- ・地元「向日市まつり」でPRコーナーを設置（パネル展示、競輪教室、おもしろ自転車試乗、パンフ配布、ビデオ放映、ゲームコーナー、地元選手によるデモンストレーションレース等）
- ・ホームページの開設
- ・競輪入門教室の実施

等が行われており、また、計画として下記のものがある。

- ・レディースコーナーの実施
- ・場外車券販売時の特別観覧席の無料開放
- ・企業とのタイアップイベント

### VIII. 監査の結果

#### 1. 収支計算の合規性について

##### (1) 現金管理の状況

自転車競技事務所における的中車券の払戻のための現金は、日々、本庁内の指定金融機関より受入し、1日の払戻額を「庁舎払戻報告書」に記載し、その日の残額は金種別に照合し、本庁内の指定金融機関に行のう保管されるシステムとなっており、特に問題はない。

##### (2) 収入（歳入）の状況

競輪開催日における向日町競輪場での的中車券払戻資金及び釣り銭の必要資金は、210,000千円を前渡金として本庁の出納口座より京都府自転車競技事務所長名義の普通預金口座に入金を受ける。開催初日に銀行より当該資金が競輪場に持ち込まれ、釣り銭、払戻金に充てられる。また、車券発売代金、入場料金の収入とともに当該資金は最終日には本庁の出納口座に納金される。

開催期間中の競輪場の車券販売・払戻及び入場料に係る金銭の收支は、「金銭收支表」「所属別収支報告書」「払戻計算書」「未払精算明細書」等にまとめられるシステムとなっており、特に問題はない。

##### (3) 支出（歳出）の状況

① 旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料等の支出に関連した会計処理及び事務処理について、「京都府会計規則」、「京都府営自転車競争実施規則」等関連諸法令に従い適正に行われており、契約書等証拠書類は整理されている。

ただし、警備、清掃等一般業務以外の委託先について、競輪事業の特質を理解し経験実績のある業者に限定された随意契約が散見される。

② 負担金、補助及び交付金及び償還金、利子及び割引料に関連した会計処理及び事務処理について、関連諸法令等に従い適正に行われている。

③ 臨時従事員の賃金、離職餞別金の計算、会計処理について、「京都府営向日町競輪臨時従事員規程」及び「離職餞別金補助金交付細則」等規則に従い適正に行われている。

④ 他競輪場での向日町競輪開催分の場外車券販売実績収支に関連した会計処理及び事務処理について、関連諸法令に従い適正に行われており、証拠書類等は整備されている。

##### (4) 予算の整合性

平成12年度当初予算と補正予算を比較して特異な差額はなく、実績について補正予算通り処理されており、予算の整合性に特に問題は認められない。

#### 2. 収入面について

##### (1) 入場者の減少

車券売上高の源泉となる競輪場入場者数は、15頁の〔表1-13〕及び17頁の〔表1-14〕のとおりである。

競輪場への年間入場者数は、昭和46年度の974千人をピークに減少し続けている。平成にな

ってから、競輪開催日数や天候にも左右されるが、年間入場者数は、平成2年度の576千人から平成12年度に363千人と212千人も減少している。1日当たりの入場者数も、平成3年度の6,814人をピークに、平成12年度は4,492人と減少している。この原因は、バブル崩壊後の景気低迷、電話投票制の導入、競馬との競合、競合競輪場の存在、高齢化による新規客の落ち込み等が考えられる。

入場者数の減少は、車券売上高の減少につながる。

入場者減少要因の1つに、競輪ファンの固定化、新規ファンの開拓に消極的な競輪自体の問題と日本の少子化、高齢化問題がある。アンケート調査によれば入場者の平均年齢は53.6歳と高く、企業でいう定年に近づいている。2つ目に、車券購入方法の多様化（電話投票・場外車券売場での購入）の影響がある。電話投票調査（平成11年度、16頁参照）によれば30歳から50歳の登録が増え、入場者数の減少と入場者の高齢化に影響していると考えられる。今後も、ますます入場者数は減少するものと考えられる（参考：自治体競輪事業経営懇話会報告書）。

## (2) 1人当たり車券売上の減少

競輪場での車券売上高は、入場者数に1人当たりの車券購入額で決定される。15頁の〔表1-13〕にあるとおり、1人当たり車券購入額は、平成2年度の59,210円をピークに減少し続け、平成12年度には33,889円となっている。これは、平成元年頃の土地・株式高騰に象徴されるバブルの影響を大きく受けているのであろう。また、産業構造の変化の影響が大きく、今後の景気動向にもよるが、短期・中期的に1人当たりの車券売上高が増加するとは考えにくい。

## 3. 支出面について

### (1) 過重な臨時従事員の人事費負担

11頁の〔表1-11〕にあるとおり、臨時従事員の新規採用抑制、離職の勧奨により人数は減少し、臨時従事員賃金の負担割合も確実に減少している。しかし、年功序列賃金体型を基礎とする勤続年数の長い（高齢な）臨時従事員が相対的に多いため、賃金総額の減少は緩慢である。また、臨時従事員離職による離職餞別金は、12頁の〔表1-12〕の「従事員賃金」項目には含まれず、「その他開催経費」項目に含まれるため、臨時従事員に対する人事費総額は必ずしも減少しているとはいえない。

また、23頁〔表1-24〕にあるように、昭和45年度の人事費負担割合2.7%（計算式：従事員賃金÷車券売上高）と比較して、機械化の進んだ平成12年度の方が3.55%と高い。

### (2) 委託費の硬直化

外部委託方法は、適法に実施されているが、外部委託費用に対して効果があるかどうかの検討が甘く、入札制度を利用しているにも拘らず、費用が硬直化している。

## 4. 設備投資面について

### (1) 更なる業務の効率化（機械化）の検討

業務が機械化され人事費・従事員数が減少している。しかし、離職状況をみてもほとんどが定年離職であり、早期離職勧告等は実施されず業務の効率化の検討が必要である。また、業務

の完全機械化により臨時従事員を必要最低限にする必要がある。

#### (2) 施設の老朽化

選手管理センターをはじめ、選手宿舎は整備されているが、特別観覧席を除く観客席、投票所など入場者利用設備が老朽化している。修繕等が実施されているが、抜本的な設備投資は実施されていない。12頁の〔表1-12〕で説明したように、現在の収支状況では設備投資を実施できる収益はなく、設備投資計画を立てなければ更なる老朽化の可能性がある。

#### (3) 設備投資計画の検討の不備

今期完成利用されている選手管理センターの施設(整備)費用について、投資費用に対する効果の検討が、必ずしもなされているとは言い難い。

### 5. サービス面について

#### (1) 送迎サービスの不備

向日町競輪場まではアクセスが悪いため、阪急東向日駅やJR向日町駅から送迎バスが運行されている。しかし、往路はあるが復路の運行は実施されていない。

#### (2) 魅力ある企画の不足

ファンの立場に立った魅力ある企画がない。

### 6. 制度面について

#### (1) 特別競輪の誘致不足

31頁の〔表1-30〕及び〔表1-31〕にあるように、特別競輪を実施した競輪場の事業年度では収支の改善が認められる。最近10年間で特別競輪の実施されていない競輪場は、大宮、川崎、小田原、四日市、松坂、向日町、奈良、西宮、松山、門司の10カ所のみとなっている。特別競輪の決定権は経済産業省にあり、他競輪場との均衡等考慮して決定されるため、1競輪場が独自に開催できない。向日町競輪は、昭和62年の特別競輪開催以来、14年間は実施されていない。このように、収益を生む特別競輪の誘致の遅れが収支の悪化を招く大きな要因となっている。

#### (2) 日本自転車振興会・近畿自転車競技会、公営企業金融公庫への交付金の負担率増加

日本自転車振興会への交付金は、自転車競技法の変遷により各競輪場の負担率が増加している。

また、23頁の〔表1-24〕にもあるとおり、昭和45年度と現在を比較して、車券売上高に占める近畿自転車競技会及び公営企業金融公庫納付金の負担割合が確実に増加している。

#### (3) 選手賞金の負担増加

23頁の〔表1-24〕のとおり、昭和45年度の車券売上高に占める選手賞金は1.77%にすぎなかつたが、平成9、10、11、12年度には、4.97%、5.52%、5.84%、5.89%と増加の一途をたどっている。これは、変動費ではなく固定費であるためもある。選手は競輪事業の商品であり重要なポストに位置していることも否めないが、競輪事業存続のために検討すべき重要な問題である。

## IX. 監査の意見

監査の結果に関し、以下の意見を提出する。

### 1. 収入面について

#### (1) 目標管理の実施

38頁の「VII. 改善への取組み」にあるとおり、車券販売増加への努力は行われている。しかし、26頁の「損益分岐点分析」にあるとおり、固定費を考慮した車券売上高目標を算定し、それに対して予算実績分析及び次期以降の行動計画を立て、実行すべきである。

#### (2) 電話投票普及の検討

15頁の〔表1-13〕にあるとおり、向日町競輪の平成元年度車券売上高に占める電話投票方法は4.0%で、圧倒的に本場来場による車券購入額が多数を占めていた。しかし、その割合が平成12年度は、電話投票が19.8%にまで上昇している。金額ベースでは本場来場者車券購入額が、平成12年度は平成元年度に対して16,762,999千円（57.6%減）減少し、電話投票車券購入額は2,445,704千円（202.7%増）増加している。本場来場者による車券購入額の減少を、電話投票による車券購入額が補填できるまでには至らないが、車券売上高を増加させる観点からは電話投票の普及を推進する必要がある。

#### (3) 他競輪場の場外車券販売の拡大

26頁の「損益分岐点分析」にもあるように、車券売上高は固定費を回収できない水準に低迷している。車券売上高及び収益の確保のため、38頁の〔表1-37〕にあるように他競輪の場外車券販売日数の拡大を検討する必要がある。

#### (4) 専用場外車券場の設置

PFI方式による設置も一つの方策であるが、設置費用、周辺住民対策など問題もあるので十分な検討が必要である。

#### (5) 特別競輪の誘致

31頁の近畿管内の競輪場の収支〔表1-30、31〕にみられるように、経営改善上からも特別競輪の誘致が不可欠である。特別競輪獲得により車券売上高の増加のみならず、広告宣伝効果が認められる。向日町競輪での特別競輪は、昭和62年以降14年間実施されていなかった。努力不足は否めないが、平成15年度には特別競輪（ふるさとダービー）の開催が決定した。約12億円を要した選手管理センターの建設資金回収のためにも、今後も一層特別競輪誘致の申請を実施し、誘致獲得を目指す必要がある。

### 2. 支出面について

向日町競輪を考えた場合、払戻金や負担金のような制度面による支出が大きく占める変動費より、固定費の削減を実施する必要がある。

#### (1) 更なる人員の見直し

38頁の「VII. 改善への取組み」で、新規採用抑制や離職奨励により人員の削減等が採られて

いる。しかし、10頁の【表1-10】にあるとおり、人員の削減は多くが65歳定年を迎えた自然減の範囲に留まっている。機械化が進められてきているが、更に業務効率を上げるコンピューター機器の導入・運用を検討し、9頁の【表1-9】の競輪開催執務体制にある業務の再検討により、更なる人員の見直しが必要と思われる。

#### (2) 賃金規程及び離職餞別金規程の見直し

18頁の「(3) 支出の状況 ⑥ 従事員賃金」に記載したとおり、臨時従事員については、正社員、または、パートと比較して高い賃金となっており、かつ、臨時従事員の高齢化と年功序列型賃金体系が人件費の増加要因となっている。従来、地域の雇用対策の一環として採用され、競輪業務が人海戦術でオッズ・配当計算に必要な専門的技術を要した時代は熟練した人材が必要であったが、コンピューター導入後の現在では特に専門的な技術も要せず、比較的若い人材でも対応できると考えられる。そこで、賃金ベースの引き下げ、かつ、年功序列型でない職種(職能)にあった賃金体系を採用する必要がある。

同時に、固定費の変動費化のため、賃金の一部を入場者数に比例させることの検討も必要である。

また、22頁の「離職餞別金」に記載したとおり、離職餞別金規程は満65歳を定年に50歳以上に割増金を付加した離職餞別金が支給されるが、満65歳を迎えるまでに離職することはまれで、臨時従事員の高齢化に拍車をかけている。一般企業と比較して、定年年齢の引き下げ、一定年齢以上の処遇の引き下げ、離職餞別金割増制度の見直しなどを検討する必要がある。

#### (3) 外部委託料、需用費、役務費の削減

外部委託料については適法な入札方法で実施されているが、入札先、入札金額が概ね固定化しており、施行者が仕事を発注するという立場で外注先を競争させる原理が、あまり働いていないように思われる。また、施行者も不慣れな業者に発注をきらい、業者を変更することによるリスクをとりたくないという心理が潜在的に働く。

一方、入札者はまず仕事ありきという前提で、前例を基礎に発注金額その他の入札事項が形式的に決定されているように考えられる。

需用費及び役務費は予算ありきという観点から脱却した、必要不可欠かどうかという視点からの費用支出の見直しを検討すべきである。

#### (4) 使用料・賃借料の削減

駐車場賃借料は、物価の低下、土地の時価の下落に拘らず一定金額の支払いである。バブル期に賃借料を押さえてきた経過もあるが、賃借料等の見直しについて、引き続き努力が必要である。

### 3. 設備投資面について

#### 施設の拡充

競輪イメージアップの一環であるが、若い競輪ファンを取込むために施設の拡充及び清潔感や安全面に配慮する必要がある。平成13年度に選手管理センターの完成はみられるが、競輪場

入口、車券販売・払戻所、観覧席（スタンド）といった競輪ファンの利用施設の老朽化が著しい。コストの削減を最大限に考慮した施設整備計画が必要である。

#### 4. サービス面について

##### (1) 送迎サービスの見直し

現在、阪急バスとのタイアップでJR向日町駅及び阪急東向日駅より、向日町競輪場までの送迎サービスをしている。しかし、地元警察の問題もあるが、復路のサービスがなく、それがために近隣のゴミ公害問題も生じており、復路サービスを実施すれば、来場者とゴミ減少の一石二鳥と考えられる。

また、入場者の集客力を高めるため公共機関、私鉄、民間バスなどの交通機関を駆使し、タクシーの相乗りも含め、近隣交通機関と連携して、自動車来場客以外の入場者を集客できる送迎サービスの検討が必要である。

##### (2) テレビCM、新聞及び雑誌等の広告媒体を利用したイメージアップ

歴史的に競輪は「ノミ行為」、「ヤジ」、「八百長」等といったマイナス、かつ、暗いイメージが定着している。これらをマスコミ等を利用して、競輪は健全な競技で、魅力的であるというイメージを定着させる努力が必要である。

#### 5. 制度面について

以下のような課題は、京都府のみでは解決できないが、全国競輪施行者協議会等の場で大いに提言すべきである。

##### (1) 一般会計繰出金の最低額の設定

一般会計繰出金は、車券売上高より各交付金、賃金、開催経費、施設費用等支出後の残金のうち一部が京都府財政に繰出されるため、繰出金確保が後回しになっており、目的と手段が逆転している。したがって、収益確保を重視すれば、一般会計繰出金の最低額を設定した予算化が必要である。

##### (2) 各交付金・負担金・補助金の削減

23頁の【表1-24】に表示されているように、昭和45年に比較して車券売上高に占める近畿自転車競技会交付金及びその他負担金、補助金等が増加しており、交付額の削減努力を実施する必要がある。また、競輪の継続を考えるのであれば、自転車振興会交付金についても1号、2号交付金の要否を現在の経済・社会情勢を踏まえ再検討し、法律で定められている交付率をさらに下げる必要がある。

##### (3) 賞金の削減と賞金配布割合の検討

18頁の「⑤ 選手賞金」で記載したとおり、現在昭和49年度の定率制を無視した報償費が、日本競輪選手会と全国競輪施行者協議会との話し合いで決定されている。仮に定率制を適用した場合、平成12年度実績で定率制を超える額が5億5,800万円となっている。

また、競輪選手は自由業として位置づけられるが、プロスポーツ選手という側面と競輪フア

ンのために競技し、厳しい競輪学校の卒業、かつ、選手生活の制約を大きく受けるということを理由に各種手当が厚くされている。選手賞金体系はゴルフ選手のような勝者独占でなく、敗者にも賞金が付与され比較的に勝者と敗者の賞金差が少ないスポーツと位置づけられる。

この結果、高齢選手も競技生活が長く続けられ、競技自体に迫力を欠く場合が多々あり、競輪の醍醐味を削ぐ面も見受けられる。過去に、女子競輪の迫力が欠けることを理由に廃止された二の舞にならないよう、勝者と敗者の賞金差を拡大して選手にインセンティブを与え、競技自体のレベルをあげる必要がある。

#### (4) 特別競輪の開催場所の均等化

前橋、立川、大津びわこ、小倉は毎年1回多額の収益が計上される特別競輪が実施される。それ以外の競輪場は各施行者からの要望に応じ経済産業省において、特別競輪の誘致が決定される。しかし、特別競輪の開催回数は必ずしも全国競輪場で均等でないため、将来の競輪場収支に影響を与える特別競輪の開催の均等化が必要である。また、特別競輪誘致基準の公平、透明性を図らねばならない。

#### (5) 選手の高齢化対策

全国人口の高齢化と同じく、競輪選手の高齢化が生じている。階級別にレースが実施されるため、比較的高齢の選手が出場することができる。そのため、下位のレースに出場する迫力に欠ける比較的高齢な選手出場に疑問がある。選手の出場要件をより厳選する必要がある。

最大のプロ選手数をかかる競輪面白くするのは選手である。いかに魅力ある選手を養成するかにつき根本的に検討するべきである。

#### (6) 競輪のルールの統一、明確化及び簡素化

スポーツとして国際間で通用するルール作りと、誰にでもわかりやすいルール作りが望まれる。

## 6. 事業継続性について

### (1) 公営競技事業の動向

#### ① 競輪事業の動向

(a) 競輪事業は、戦後の昭和23年自転車競技法の発足以降10年間（昭和30年代初めまで）においては、何よりも戦災復興が急がれ、地方自治体の財政が窮乏していた時期で、収益を確保するため競輪場が次々に建設された創業期である。続く10年間（昭和30年代中頃から昭和40年代中頃）は、幾多の困難な状況に遭遇しながらも、娯楽としての競輪が意識されはじめ、次の10年間（昭和40年代中頃から昭和50年代中頃）に、社会の成熟化が深まる中で、競輪事業は健全なレジャーとして定着していった。更に、さらに次の10年間（昭和50年から昭和63年頃）は、経済低成長の中で横這い基調となり売上も増加率は減少していった。平成期に入り経済のピークは終焉し、平成元年から平成3年頃を境に景気の低下傾向が鮮明となると同時に、以降、競輪収益は減少基調が続いている。

競輪の売上だけでみれば、高度経済成長の終焉とともに昭和49年前年対比19%増を最後に、昭和50年前年対比0.3%増という低率になり、同年度消費者物価指数上昇率11.8%を控除すれば実質マイナス成長となっている。昭和51年の前年対比も0.7%に留まり、消費者物価指数上昇率9.3%を控除すれば実質マイナス成長となる。入場者数についても、昭和40年後半から減少はじめている。昭和60年代から平成3年頃にかけて競輪の売上は一時的に増加するものの、入場者数は現在まで減少し続けている。

昭和50年頃より余暇の増大とともにレジャー産業が多様となり、昭和60年頃には、海外旅行、レジャー施設の大型化、豪華さが重視され、競輪事業は、施設、サービス面で立ち遅れることになる。

競輪場の建設期は、太平洋戦争が終わってまもなく昭和23年から昭和26年にかけて、建設用資材が乏しく、素材も粗末な頃であった。当時63競輪場が次々と建設されるが、耐用年数の経過した、戦災のあった居住用建物と同レベルの施設に近かった。朝鮮動乱、高度経済成長から低成長を経験する中で、戦前、戦中、戦後の建物が姿を消す中、競輪場は最小限の手直しにとどまり、毎月6日程度の開催日以外は無人の色褪せた存在となっていた。また、建設当初は郊外に建設されたが都市化の拡大に伴い居住地に埋没し公害問題の根源となり、コスト増加の一因となっていく。

(b) 事業運営面で一番の問題は、従来人海戦術となっていた短時間での配当計算及び払戻業務である。昭和49年に初めてコンピューターが採用され、種々の改良を加え現在に至っている。競輪の売上高は、各競輪場ごとの各種の条件、他競技との競合状況、季節、天候、地域ごとの経済特性に大きく左右され、年度末になり各地域ごとの競輪場売上集計とその総集計を把握しなければ競輪事業全体像は把握しにくいものである。全国競輪場の売上高は、別表1-A「全国競輪年度別施行者収益金の使途状況」のとおり、平成3年の1,955,340百万円をピークに減少し続けている。また、全競輪場の入場者数は、昭和49年の4,603千人をピークに減少し続けている。

最近5カ年間の競輪場売上高は、別表1-G「最近5カ年間の競輪場別車券売上額及び入場人員表」及び〔表1-41〕のとおり、特別競輪の有無等で増減はするものの、全体の平均伸長率95.7%、平成8年度を100とした対平成12年度比（以下対比率という）82.0%と落

ち込んでいる。最近10カ年間で特別競輪のない競輪場は、大宮、川崎、小田原、四日市、松阪、向日町、奈良、西宮、松山、門司で他に比べ特に悪い傾向である。

ただ、競輪の車券売上は、平成8年度1兆5,672億円、平成9年度1兆5,381億円、平成10年度1兆4,497億円、平成11年度1兆3,553億円、平成12年度1兆2,371億円と莫大な市場であることには変わりない。

(c) 一方、最近5カ年間の入場者数は、別表1-G「最近5カ年間の競輪場別車券売上額及び入場人員表」及び〔表1-42〕のとおり、全体の平均伸長率94.1%、対比率74.3%と落ち込んでおり、100%を上回る競輪場は全国50競輪場で1つもない。最低平均伸長率は高知の89.8%、最低対比率も高知の62.5%である。また、最高平均伸長率でさえ福井の97.5%、最高対比率は玉野の89.3%である。

廃止予定（決定）の競輪場をみれば、甲子園の売上がそれぞれ110.7%、71.9%、入場者数が95.4%、68.9%、西宮の売上がそれぞれ89.1%、68.8%入場者数が93.6%、66.8%、門司の売上がり97.0%、75.5%、入場者数が94.2%、78.2%と低迷している。廃止原因はいろいろあるが、重要な要因の一つとして、他の競輪場施設は地方自治体所有であるのに対し、甲子園、西宮はそれぞれ甲子園土地企業株式会社、阪急電鉄株式会社で、ともに民間所有で借地であり、施行者の経済的都合による判断であろう。また、門司については売上高が全国最下位で所有者北九州市は小倉も所有しているため、業績の悪い門司を廃止したものと思われる。

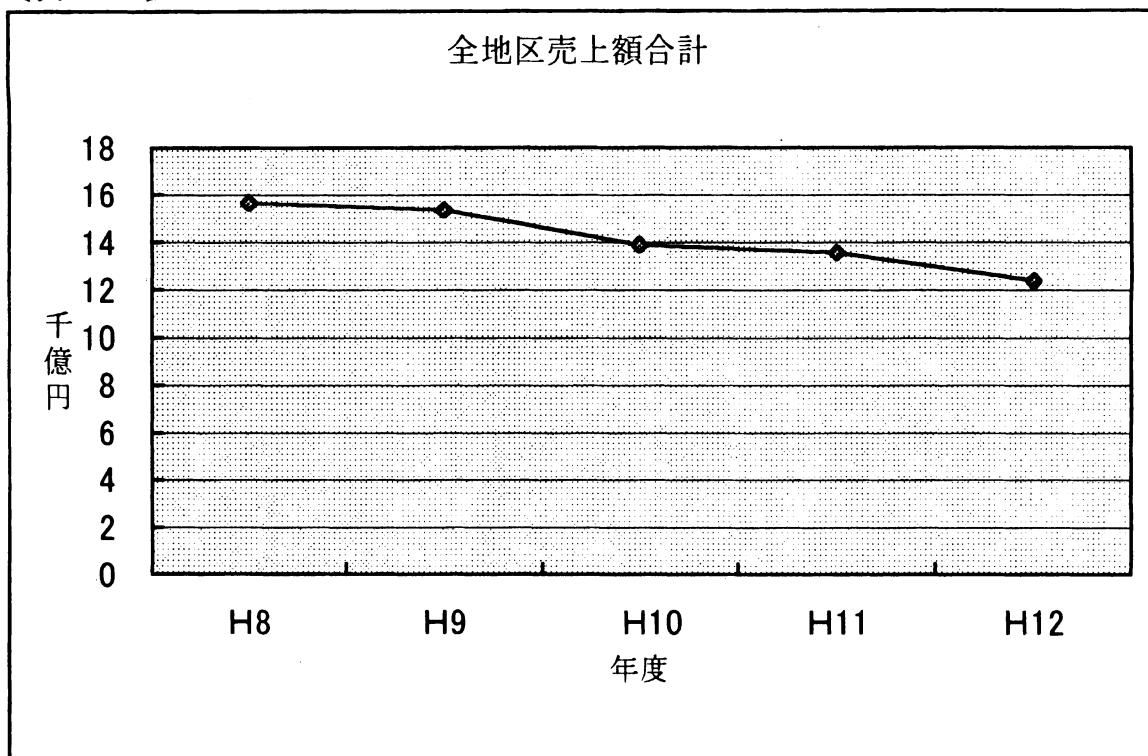
参考：近畿管内の最近2カ年間の競輪場別車券売上額及び入場人員は、〔表1-40〕のとおりである。

〔表1-40〕 最近2カ年間の競輪場別車券売上額及び入場人員表 網掛け：特別競輪開催

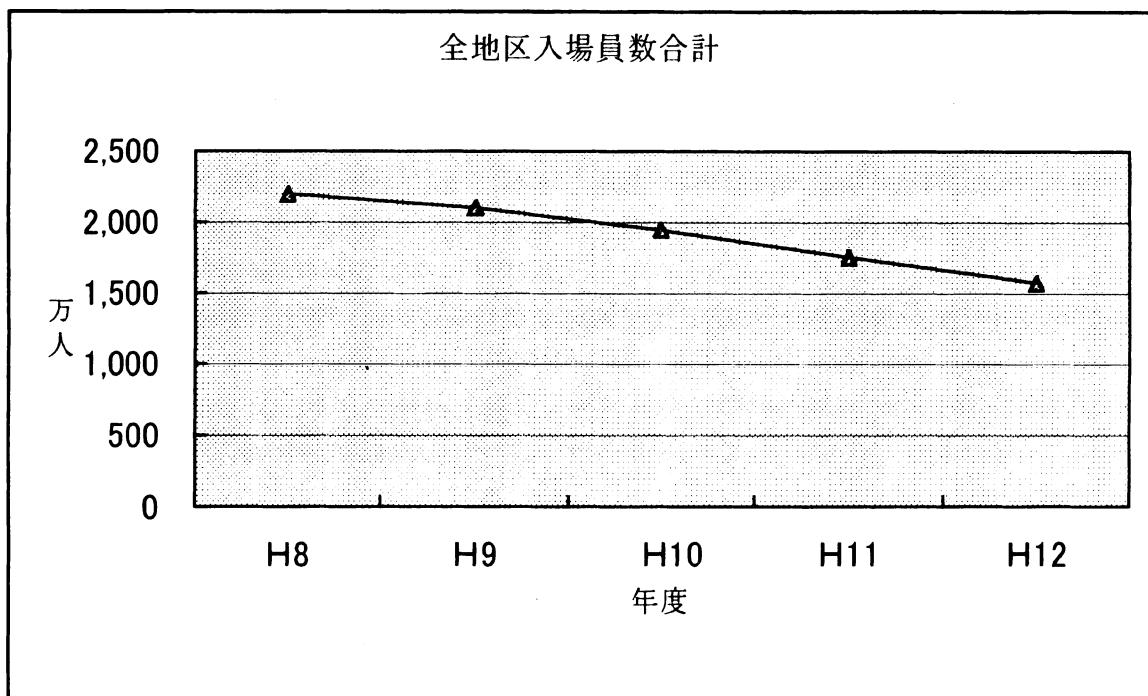
地区名	競輪場名	平成11年度		平成12年度	
		開催日数/ 日	車券売上額/千円 入場員数/人	開催日数/ 日	車券売上額/千円 入場員数/人
近畿	福井	71	10,311,068 171,237	72	28,787,638 158,412
	大津 びわこ	72	40,330,674 274,748	72	38,016,641 243,837
	京都 向日町	81	19,427,957 394,003	81	18,456,324 363,902
	奈良	81	17,792,558 297,409	78	16,564,015 274,517
	和歌山	72	16,077,832 300,480	81	14,542,458 300,687
	岸和田	81	26,434,702 500,579	72	19,938,722 410,710
	甲子園	72	52,664,666 403,958	72	18,704,775 335,911
	西宮	72	22,823,988 470,504	72	18,498,449 393,283
	合計	602	205,803,433 2,812,918	600	173,508,439 2,481,259

（資料：全国競輪施行者協議会調べ）

[表1-41]



[表1-42]



## ② 競輪事業以外の事業の動向

日本には公営競技法として、自転車競技法の他に競馬法（全日本中央競馬会法）、小型自動車競走法、モーターボート競走法がある。

競馬法及び日本中央競馬会法は、昭和23年7月13日及び昭和29年7月1日に制定され、農林水産省の下、中央競馬会や地方競馬全国協会を中心として馬の改良増殖その他畜産の振興、

その他公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するためとして、中央競馬と地方競馬に分けて規定している。

小型自動車競走法は、昭和25年5月27日に制定され、経済産業省の下、日本小型自動車振興会を中心として、小型自動車の改良はもとより機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行うことを規定している。

モーターボート競走法は、昭和26年6月18日に制定され、国土交通省（旧運輸省）のもと日本船舶振興会を中心として、船舶の改良はもとより観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うことを規定している。

上記公営競技は管轄省は異なるが、同じような組織形態で運営され、運営方法や社会貢献の手段等も同様なものと考えられる。また、公営競技の払戻金は競馬法及び日本中央競馬会法を除き、売上高の75%とされる。

公営競技別売上高は、〔表1-43〕のとおり、平成元年から比較して中央競馬を除くすべてが減少傾向にある。ただ、中央競馬も平成8年度をピークに減少している。公営競技売上高総額でみれば、平成3年度8兆9,357億円から減少しており、平成12年度は6兆6,956億円となっている。全体的に売上高が縮小しているが、その売上高の内訳が激変している。平成元年と比較して平成12年度の占有率は競輪、地方競馬、モーターボート、小型自動車それぞれ19.2%、28.4%、25.2%、31.7%減少している。一方、中央競馬はアイドル的騎手の存在、施設の拡充を武器に45.1%と伸ばしている。平成12年度の市場規模占有率は中央競馬50.5%、モーターボート19.9%、競輪18.5%、地方競馬8.3%、小型自動車2.8%となり、やはり競馬が群を抜いている。

〔表1-43〕 全国公営競技売上額の推移 (単位: 百万円)

年度	競輪	占有率	中央競馬	占有率	地方競馬	占有率	モータボート	占有率	小型自動車	占有率	合計
元	1,685,254	22.9	2,554,520	34.8	849,085	11.6	1,958,870	26.6	302,098	4.1	7,349,827
2	1,884,654	22.2	3,098,457	36.6	949,354	11.2	2,193,468	25.9	335,210	4.0	8,461,143
3	1,955,340	21.9	3,430,603	38.4	986,239	11.0	2,213,746	24.7	349,777	3.9	8,935,705
4	1,872,102	21.2	3,616,183	41.1	888,180	10.1	2,082,653	23.7	339,405	3.9	8,798,523
5	1,754,439	20.4	3,733,379	43.6	805,964	9.4	1,958,523	22.8	307,610	3.6	8,559,915
6	1,644,490	19.9	3,777,648	45.6	732,028	8.8	1,834,351	22.2	287,062	3.5	8,275,579
7	1,614,413	19.3	3,914,213	46.8	714,129	8.5	1,844,571	22.1	270,112	3.2	8,357,438
8	1,567,239	18.8	4,005,494	48.0	694,925	8.3	1,806,635	21.7	267,534	3.2	8,341,827
9	1,538,135	19.0	3,869,098	47.8	707,043	8.7	1,731,635	21.4	245,805	3.0	8,091,716
10	1,449,752	18.8	3,785,357	49.1	657,769	8.5	1,596,128	20.7	213,060	2.8	7,702,066
11	1,355,374	18.5	3,657,242	50.0	623,090	8.5	1,470,616	20.1	201,554	2.8	7,307,876
12	1,237,175	18.5	3,382,266	50.5	556,061	8.3	1,334,470	19.9	185,665	2.8	6,695,637
前年比	91.3		93.2		89.2		90.7		92.1		92.0

(資料: 京都府自転車競技事務所作成データ)



## ② 向日町競輪場の投資効率比較

競輪場施設を宅地に転用（用途変更可として）した場合を仮定し、下記について検討する。

前提条件：

阪急東向日駅徒歩10分

市街化調整区域

平成13年度路線価 180千円～210千円／1平方メートル

平成13年度公示価額 約200千円／1平方メートル

ここ数年の土地価額は一定とする。

全敷地面積 57,000平方メートル

販売可能面積 上記65%～70%（37,000～40,000平方メートル）

造成費 57,000×20,000円＝1,140百万円

開発許認可費 120百万円

解体費 鉄筋コンクリート

延5,700平方メートル×18,000円＝102百万円

鉄骨造り

延1,400平方メートル×9,000円＝12.6百万円

開発許認可申請・造成期間 約2年間

金利 約3%

平成13年3月31日現在在職臨時従事員の離職賃別金（割増含む）は1,787百万円とする。

設備投資の減価償却は考慮せず。

投資額算定：

売却価額 200千円×57,000平方メートル×70%＝7,980百万円

造成他経費 1,374.6百万円

造成他経費金利 1,374.6百万円×3%×2年＝82.4百万円

投資額 7,980百万円－1,374.6百万円－82.4百万円  
－1,787百万円＝4,736百万円

投資利回り：単年度純収支〔12頁の〔表1-12〕の歳入A－歳出C（施設費含む）〕÷投資額×100%

【利回り比較】

〔現状〕

	投資利回り	単年度純収支
平成11年度（実績）	△2.872%	△136 百万円
平成12年度（実績）	△9.122%	△432 百万円

〔金融商品投資〕

長期国債利回り 平成12年度 1.663 %

4,736百万円×1.663%＝78.76百万円

普通預金利息 平成12年度 0.100%

4,736百万円×0.100%＝4.74百万円

定額貯金	平成12年度	0.200%
		4,736百万円×0.200% = 9.47百万円
(資料: 日本銀行 「主要経済指標・金融」)		

向日町競輪を平成12年度のような現状のまま運営するならば、競輪場を住宅地として開発売却した資金を金融商品に投資する方が、わずかではあるが経済的には有利である。平成11～12年度の実績の平均単年度純収支は△284百万円であり、上記の長期国債の利回りで運用した場合（78.76百万円）と比較すると金額的には362.76百万円有利となる。

### (3) 検討課題

競輪は他の公営競技とともに、戦災復興、特に公共施設の復旧整備といった戦後の窮乏した地方財政に多大な貢献を果たした。また、その後も、機械工業の振興や学校建設、住宅建設、社会福祉施設の充実等に大きな貢献をし、その果たしてきた役割は高く評価されるべきである。

公営競技に参加する人々も、希少なレジャーの1つとして公営競技を楽しんできたといえる。

しかし、経済が徐々に安定してくると、公営競技を通じての地方財政等への貢献といった方に批判が生まれ、公営競技廃止論も生じたが、昭和36年、当時の総理府の付属機関であった「公営競技調査会」は、現状以上に公営競技を奨励しないことを前提として公営競技の存続を基本的に認めた。

その後、時代は変わり、今日ではレジャーの多様化や少子化等に伴い、公営競技に参加及び興味を持つ人々は年々減少している。公営競技の1つである競輪も他の公営競技同様、入場者は毎年減少を続けている。

その結果、競輪事業が赤字となり、施行者である地方自治体が、公的資金を投入しなければならないといった、当初誰も予想しなかった事態が生じてきた。地方財政等への貢献を目的としてきた競輪事業が、逆に地方財政の負担となってきた。このことは、昨今、競輪事業を廃止している地方自治体が増加していることからも伺える。

今日に至っては、競輪事業を通じての地方財政への貢献といった役割はもう終結してもいいのではないかとの意見もある。また、レジャーの1つとしての位置付けも希薄なものになってきている。向日町競輪は、今、まさに継続か廃止かの岐路に立たされている。

事業を廃止する場合には、従事者の雇用の問題（失業者対策）、跡地利用の問題等、解決すべき課題があるが、有識者を中心としたプロジェクトチームを作り、府民の立場に立って継続か廃止かを含め抜本的な検討を行うことが求められる。

[以上]

## 別表1 目次

- 別表1—A 全国競輪場年度別施行者収益金の使途状況（昭和23年度～平成11年度）
- 別表1—B 近畿地区競輪2001年日程表
- 別表1—C 施設費の状況
- 別表1—D 損益計算書
- 別表1—E 平成10年度 競輪場別開催経費支出状況 年間比較  
平成11年度 競輪場別開催経費支出状況 年間比較  
平成12年度 競輪場別開催経費支出状況 年間比較
- 別表1—F 日本自転車振興会補助事業一覧（京都府分）
- 別表1—G 過去5カ年間の競輪場別車券売上額及び入場人員表







別表1-C

## 施設費の状況

年度	金額/千円	施設費の内訳
25	54,773	建設工事費 52,000,000円(当初 37,000,000円 追加 15,000,000円) 場内整備その他 2,773,886円
26	1,307	検車場改装その他
27	36,860	土盛スタンド増築および有蓋化ほか
28	7,027	中央スタンド下の投票所新設、特別席および特別席投票所新設、選手観覧席新設、選手控室増築、出走選手控室改築、確定板新築、走路内美化、児童公園整備、仮設設備(得点表、仮設スタンド、会旗掲揚塔ほか)
29	2,008	立見仮設スタンド買収および場内植樹等
30	570	投票所湯沸場改装ほか
31	3,292	走路舗装 1,800,000円 特別席火災復旧ほか
32	2,000	塵芥焼却炉改修、決勝線照明設備、場内舗装、陸上競技施設 875,000円
33	1,106	スタンド改修、入場口前広場造園
34	4,858	走路側溝、外堀改修、売店整備、走路補修、便所休憩所等の整備
35	7,488	本部前広場舗装、審判塔改築、走路審判台改築、選手食堂改築、ファン用洗面所足洗場新設ほか
36	11,460	休憩所新築、新聞記者席新築、走路内花壇、児童公園遊具整備、場内舗装、陸上競技場改修、第2室戸台風災害復旧 1,500,000円
37	19,389	特別観覧席新設 17,575,000円 北側道路舗装、第2駐車場整地ほか
38	16,911	地下道新設(1.2投間)立見席新設、特別席出札所新設、外堀改修、入場口前広場水銀塔新設、場内外舗装、第3駐車場新設、塵芥焼却設備改修ほか
39	34,796	走路改修(直線カント) 18,040,800円 場内外舗装、西入場口改修(西門) 第3投票所新築、湯茶接待所増築、選手管理事務所改修、自家発電設備、場内遊園地造園ほか
40	25,136	第4投票所新設、地下道新設、第1スタンド新設、第5スタンド増築、立見席増築、造園、第1駐車場舗装、審判塔電気配線改修ほか
41	80,216	第5投票所新築、中央投票所改修、売店新築、警備分室、向日町会館の新築、第1駐車場舗装、走路舗装、走路防護柵ほか
42	47,931	第1、第2投票所改築工事、中央スタンド段床改修、警備本部改修、塵芥焼却炉取替ほか
43	127,254	中央観覧席(含投票所) 新築工事ほか、場内電気電話放送設備改修、給排水衛生設備工事
44	70,632	選手管理センター新築工事 44,700,000円 前売投票所新設気送管新設工事ほか
45	58,225	出走選手控室改築 20,000,000円 警備本部改築、第2出札所、西入場門改修、電光掲示板新設(8,200,000円) 気走管増設工事、選手管理室冷房施設、駐車場整地、特別室及び同投票所改修、スポーツ施設ほか
46	40,921	入場門改築、管理事務所改築、荷物預り所改築、休憩所改築、第1、2前売各投票所冷房設備、消防設備改修、気送管改修ほか
47	35,041	特別室、第4、第5各投票所冷房設備、エンドレスタワー設備、走路舗装、渡廊下、特別席階段各屋根新設ほか
48	64,726	中央投票所冷房設備、第3投票所改築及び冷房設備(32,000,000円) 電光掲示板の改修、決勝線用投光器取替、ノミ行為監視用施設設置ほか
49	7,398	審判室冷房設備、特別室改札所改修、スリット写真無停電装置設置、前売投票所前日除テント設置ほか
50	76,250	走路改修(62,700,000円)、場内便所改修、入場券発売窓口改修ほか
51	66,494	非常電源装置設置(46,620,000円)、場内便所改修、走路舗装ほか
52	14,104	選手管理センター冷房設備ほか
53	44,986	渡廊下改築、気送管設備改修、中央スタンド消火栓改修、走路舗装ほか

54	35,770	前売投票所窓口改修（10,000,000円）第4駐車場拡張、第4、第5スタンドベンチ取替、非常用地下金庫投入口改修ほか
55	52,215	非常電源装置の増設（22,720,000円）、発走点改修、走路舗装、第1、第2スタンドの補修ほか
56	291,965	投票所窓口改修（234,000,000円）、非常電源装置の増設（34,080,000円）、走路舗装、第4駐車場夜間照明設備（13,000,000円）
57	114,795	投票所窓口等改修（61,500,000円）、中央投票所冷暖房設備（39,800,000円）、走路舗装、テント改修ほか
58	56,730	向日町会館冷暖房設備設置（18,137,000円）、中央スタンドベンチの据付等改修（31,400,000円）ほか
59	82,380	中央投票所客室リサイクル暖房設備設置（30,200,000円）、場内トイレの水洗化等施設改修（36,000,000円）、エンドレスタワー設置（8,500,000円）ほか
60	605,000	スタンド等改修（2層式3階スタンド4,007m <sup>2</sup> 514,350,000円、60～61）、競走路全面改修（76,450,000円、60～61）ほか
61	1,664,420	スタンド等改修（2層式3階スタンド915,690,000円）、競走路全面改修（14,700,000円）、場内便所水洗化工事（50,620,000円）、駐車場用地購入及び造成（437,300,000円）、電光掲示板設置工事（62,500,000円）、監視カメラ設置工事（41,000,000円）ほか
62	85,243	4投、5投スタンドベンチ改修（20,467,000円）、選手管理センター改修（20,002,000円）正面出入口、入場門棟改修（15,413,000円）、走路舗装、警備室棟新築ほか
63	74,890	第1、第2投票所廻りテント改修（21,288,000円）、場内排水側溝、路盤改修（21,669,000円）、4投、5投スタンド屋根改修（8,963,000円）、走路舗装、中央投票所2階窓枠改修ほか
元	66,795	中央投票所客室通路改修（16,162,000円）、駐車場フェンス改修（12,054,000円）、場内排水側溝、路盤改修（13,569,000円）、走路舗装、第1、第2投票所屋根塗装ほか
2	383,220	選手宿舎改築（鉄筋コンクリート造地上3階建316,685,000円、2～4）、中央投票所外壁塗装（9,752,000円）、場内排水溝及び路盤改修（25,879,000円）、テント改修（13,756,000円）、駐車場フェンス改修、駐車場整理員詰所改修ほか
3	611,090	選手宿舎改築（鉄筋コンクリート造地上3階建499,916,000円、2～4）、走路舗装、緩衝ネット（59,225,000円）、投票所Pタイル改修（25,514,000円）、中央投票所空調設備改修（9,836,000円）、東入場棟改修ほか
4	214,115	選手宿舎改築（鉄筋コンクリート造地上3階建202,316,000円、2～4）、第4駐車場雨水排水改修（6,695,000円）、三段跳び兼走り幅跳び競技施設（2,492,000円）、第5投票所漏水補修、電光掲示板塗装ほか
5	18,256	ウォータートップ塗装（9,476,000円）、選手控室空調改修（13,368,000円）、第3投票所記者席空調設備工事（1,184,000円）、ケーブルラック取付工事（2,657,000円）ほか
6	1,854	西入場門バイオシャッターの取付（1,854,000円）、トータリゼータシステム電光掲示板修理、競輪場ゴンドラ改善ほか
7	11,981	ウォータートップ塗装（9,785,000円）、第4投票所空調設備修繕（2,197,000円）ほか
8	16,686	第3投票所特別観覧席空調設備工事（16,686,000円）ほか
9	176,535	選手管理センター仮庁舎建築（116,660,000円）、ウォータートップ塗装（9,975,000円）ほか
10	66,937	パンク側仮通路設置（33,810,000円）、誘導員控室改修ほか
11	383,132	選手管理センター改修（371,055,000円、11～13）、ウォータートップ塗装（11,970,000円）ほか
12	444,115	選手管理センター改修（427,185,000円、11～13）、ほか

(資料：京都府自転車競技事務所作成データ)









別表1-F

## 日本自転車振興会補助事業一覧 (京都府分)

(単位:千円)

年度 補助区分	～昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年
日本自転車振興会1号交付金 (競輪施行者より交付分)		685,270	463,623	515,134	605,055
機械工場振興事業 (第1号交付金)	生産技術上 (36~61) 日本自転車振興会より交付分	230,951	33,300	-	-
1号交付金還元割合/%		4.86	0	0	0
日本自転車振興会2号交付金 (競輪施行者より交付分)		697,020	462,335	520,236	612,086
体育事業その他公益の増進を目的とする事業 (第2号交付金)	体育の振興 (45~61) 医療及び公衆衛生の向上 (42~61) 日本自転車振興会より交付分	167,550 1,020,680 531,410 社会福祉進歩 (38~61) 52,710,260	- 49,500 37,800 160,630 216,250 81,790	- 107,670 75,195 32,740	-
2号交付金合計		4,429,900	210,130	254,050	189,460
2号交付金還元割合/%		30.15	54.95	36.42	38.81
総合計(1号・2号)		4,660,851	243,430	254,050	189,460
総合計還元割合/%		17.61	27.44	18.30	19.52

年度 補助区分	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	
日本自転車振興会1号交付金 (競輪施行者より交付分)	534,250	453,750	435,941	400,563	366,401	
機械工場振興事業 (第1号交付金)	生産技術上 日本自転車振興会より交付分	-	55,859	51,010	34,140	
1号交付金還元割合/%	0	12.31	11.70	8.52	10.44	
日本自転車振興会2号交付金 (競輪施行者より交付分)	542,157	455,242	436,384	400,605	364,434	
体育事業その他公益の増進を目的とする事業 (第2号交付金)	体育の振興 医療及び公衆衛生の向上 日本自転車振興会より交付分	(社)京都踏水会 (40,410) 48,410 (財)京都工場保健会 (20,085) (福)宇治病院 (20,600) (財)京都健康管理研究会 (20,085) (財)京都中央看護婦養成事業団 (52,240) 113,010 (社)京都国際工芸センター (32,965) 32,965	(社)京都工場保健会 (10,300) (福)宇治病院 (13,033) (財)京都健康管理研究会 (10,300) (財)丹後中央病院 (9,814) 43,447	(財)京都工場保健会 (11,330) (福)宇治病院 (30,900) (財)丹後中央病院 (9,682) (財)日本バーティスチャラム 医療団 (7,725) (財)真和会 (10,000) 69,937	(財)京都工場保健会 (13,095) (福)宇治病院 (9,427) (財)丹後中央病院 (10,300) (財)真和会 (14,420) 48,052	(財)京都工場保健会 (20,085) (財)京都健康管理研究会 (20,085) (財)丹後中央病院 (31,383) (社)愛生会 (13,287)
2号交付金合計	452,505	271,427	536,287	522,018	486,550	
2号交付金還元割合/%	83.46	59.62	122.89	129.61	133.50	
総合計(1号・2号)	452,505	327,286	587,297	556,158	524,800	
総合計還元割合/%	42.04	36.01	67.33	69.42	71.81	

〔別表1-F〕

## 日本自転車振興会補助事業一覧 (京都府分)

(単位:千円)

年度 補助区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年
日本自転車振興会1号交付金 (競輪施行者より交付分)	343,229	363,290	335,791	330,275	313,306
機械工場 振興事業 (第1号交付金) 日本自転車振興会より 交付分	52,863	69,249	197,689	20,750	14,869
1号交付金還元割合/%	15.40	19.06	58.87	6.28	4.75
日本自転車振興会2号交付金 (競輪施行者より交付分)	339,899	361,140	330,343	324,503	306,536
体育の振興	-	-	-	-	-
医療及び生上 向	(福) 宇治病院 (48,925) (社) 愛生会 (10,300) (社) 京都府看護協会 (103,800)  163,025	(財) 京都工場保健会 (20,475) (福) 宇治病院 (19,950) (財) 丹後中央病院 (8,400) (財) 京都労働災害被災者 援護財団 (10,500) (福) 京都博愛会 (30,000)  89,325	(社) 京都府歯科医師会 (39,375)  39,375	(福) 宇治病院 (30,000) (財) 京都健康普理研究 会 (5,500) (財) 京都労働災害被災者 援護財団 (20,475) (福) 京都社会事業財 団 70,675	(財) 丹後中央病院 (21,000) (福) 京都博愛会 (9,450) (財) 高雄病院 (21,500)  51,950
その他公益目的 とする事業 (第2号交付金) 日本自転車振興会より 交付分	(社) 京都市觀光協会 (11,840)  11,840	-	-	(更) 京都保護育成会 (124,220)  124,220	
文その他の 公益増進	(福) 相楽福祉会 (37,720) (福) 大原野福祉会 (375,520)  413,240	(福) 乙訓福祉会 (69,750) (福) 大照学園 (128,860)  198,610	(財) 大谷婦人会財団 (55,880) (福) 福知山学園 (187,650)  243,530	(福) みずなぎ学園 (3,390) (福) 京都国際社会福祉 協力会 (66,570) (福) 舞鶴学園 (234,080)  304,040	(福) 小鳩保育園 (19,650)  19,650
2号交付金合計	588,105	287,935	282,905	498,935	71,600
2号交付金還元割合/%	173.02	79.73	85.64	153.75	23.36
総合計(1号・2号)	640,968	357,184	480,594	519,685	86,469
総合計還元割合/%	93.83	49.31	72.15	79.37	13.95

(資料:京都府自転車競技事務所作成データ)





